

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和元年12月20日

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(目次)

| | |
|---------------------------------------|----|
| 序論 第1期における地方創生の現状等 | 1 |
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第2章 地方創生の現状 | 2 |
| 本論 第2期における地方創生 | 21 |
| 第1章 地方創生の目指すべき将来 | 21 |
| 第2章 第2期における施策の方向性 | 23 |
| 【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする | 27 |
| 【基本目標2】 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる | 39 |
| 【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 49 |
| 【基本目標4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる | 55 |
| 【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する | 65 |
| 【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする | 73 |
| 附論 政策の企画・実行に当たっての視点 | 81 |
| 第1章 まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則 | 81 |
| 第2章 国と地方の取組体制とPDCAの整備 | 82 |
| 付属文書 政策パッケージ | |

序論 第1期における地方創生の現状等

第1章 はじめに

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としている。

この目的に向かって政府一体となって取り組むため、2014年9月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を制定し、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置された。同年12月には、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた、第1期（2015年度から2019年度まで）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定した。第1期「総合戦略」では、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を4つの基本目標とし、取組を進めてきた。

また、国のこうした枠組やまち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、少子高齢化と人口減少という危機感を共有しながら、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」並びに「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。）が策定された。

この間、国においては、地方経済も含めた日本経済の成長戦略をはじめ、一億総活躍、働き方改革、人生100年時代等の取組を通じて、一人ひとりが自らのライフスタイルに応じて、潤いのある充実した人生を送るための環境づくりを積極的に進めてきた。地方においては、農業、製造業、観光等の地域産業の振興や大学・企業の連携によるイノベーションの創出・人材育成をはじめ、コンパクトシティ、小さな拠点等による安心して生活ができる地方をつくるための様々なプロジェクトが展開されてきた。こうした中で、若い世代が地方に住まい、起業をすることで、人生の新たな可能性を探る動きが芽生え、また、副業・兼業や、サテライトオフィスなどの多様な働き方や社会貢献活動などを通じて、継続して地域との関わりを持つ動きも見られる。

第2期「総合戦略」においては、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見極めながら、「継続は力なり」という姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きを更に加速させていく。

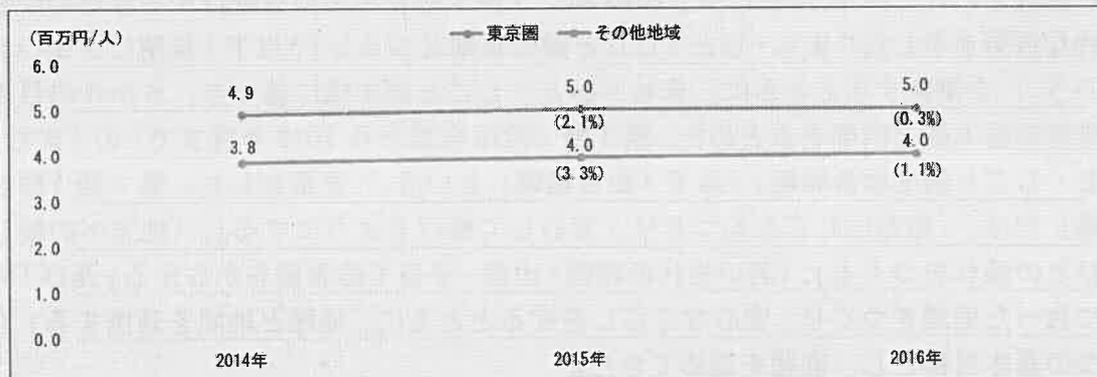
第2章 地方創生の現状

1. 地域経済の現状

第1期「総合戦略」の期間における地域経済の状況に着目すると、人口一人当たりの総生産額は、東京圏、その他地域ともに、2015年から2016年までは横ばいで推移している。

図1 人口一人当たり総生産額の推移

2015年から2016年までににおける人口一人当たり総生産額は、東京圏、その他地域ともに横ばい。



(出典) 各都道府県「経済計算(統合勘定)」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(注1) ()内は対前年比成長率。小数点第二位以下は四捨五入している。

(注2) 2016年のデータが存在しないことから、「その他地域」には2014年から2016年いずれにも山梨県を含めていない。

各都道府県における所定内給与額の2015年から2018年までの変化の状況は、地域によって様々であり、年平均成長率では岐阜県、広島県、鳥取県等が比較的高く、京都府、徳島県、島根県等では緩やかな低下傾向にある。

図2 各都道府県における所定内給与額の状況

2015年から2018年までにかけて、多くの地域で所定内給与額は微増しているが、微減の地域も存在。

| 都道府県名 | 2015年 (千円) | 2018年 (千円) | 3年間の年平均成長率 | 都道府県名 | 2015年 (千円) | 2018年 (千円) | 3年間の年平均成長率 | 都道府県名 | 2015年 (千円) | 2018年 (千円) | 3年間の年平均成長率 |
|-------|------------|------------|------------|-------|------------|------------|------------|-------|------------|------------|------------|
| 北海道 | 266 | 270 | 0.6% | 石川県 | 274 | 277 | 0.4% | 岡山県 | 281 | 281 | 0.0% |
| 青森県 | 236 | 241 | 0.8% | 福井県 | 270 | 271 | 0.1% | 広島県 | 283 | 298 | 1.8% |
| 岩手県 | 236 | 247 | 1.6% | 山梨県 | 284 | 281 | -0.4% | 山口県 | 268 | 276 | 1.0% |
| 宮城県 | 280 | 282 | 0.3% | 長野県 | 276 | 275 | -0.1% | 徳島県 | 273 | 267 | -0.7% |
| 秋田県 | 236 | 240 | 0.6% | 岐阜県 | 276 | 292 | 1.9% | 香川県 | 273 | 282 | 1.0% |
| 山形県 | 241 | 244 | 0.4% | 静岡県 | 288 | 291 | 0.4% | 愛媛県 | 258 | 256 | -0.2% |
| 福島県 | 264 | 268 | 0.6% | 愛知県 | 315 | 322 | 0.8% | 高知県 | 258 | 259 | 0.1% |
| 茨城県 | 299 | 301 | 0.2% | 三重県 | 291 | 302 | 1.3% | 福岡県 | 275 | 287 | 1.4% |
| 栃木県 | 291 | 296 | 0.6% | 滋賀県 | 293 | 295 | 0.3% | 佐賀県 | 247 | 253 | 0.8% |
| 群馬県 | 283 | 282 | -0.1% | 京都府 | 309 | 300 | -1.0% | 長崎県 | 251 | 252 | 0.2% |
| 埼玉県 | 304 | 304 | -0.1% | 大阪府 | 327 | 329 | 0.2% | 熊本県 | 259 | 256 | -0.4% |
| 千葉県 | 306 | 304 | -0.2% | 兵庫県 | 299 | 299 | 0.1% | 大分県 | 253 | 261 | 1.0% |
| 東京都 | 383 | 380 | -0.2% | 奈良県 | 290 | 301 | 1.2% | 宮崎県 | 238 | 235 | -0.4% |
| 神奈川県 | 335 | 339 | 0.4% | 和歌山県 | 275 | 276 | 0.1% | 鹿児島県 | 253 | 252 | -0.2% |
| 新潟県 | 260 | 265 | 0.7% | 鳥取県 | 241 | 253 | 1.7% | 沖縄県 | 237 | 247 | 1.3% |
| 富山県 | 270 | 279 | 1.2% | 島根県 | 253 | 249 | -0.5% | | | | |

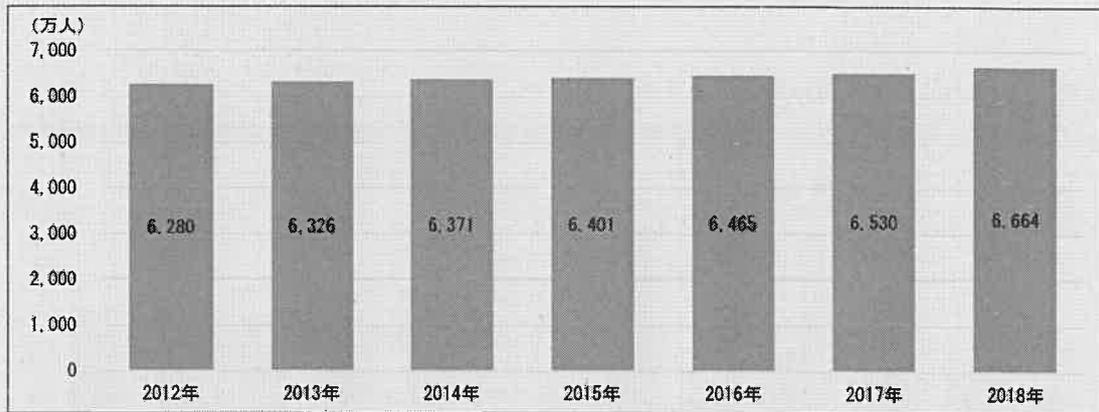
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 「所定内給与額」は、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。手取り額でなく所得税、社会保険料などの控除前額。

生産年齢人口の減少が進む中でも、就業者数は増加傾向にあり、2018年時点では、就業者数が6,664万人となっており、2015年と比べると263万人増加した。

図3 就業者数の推移

2015年から2018年までにかけて、就業者数は263万人増加。

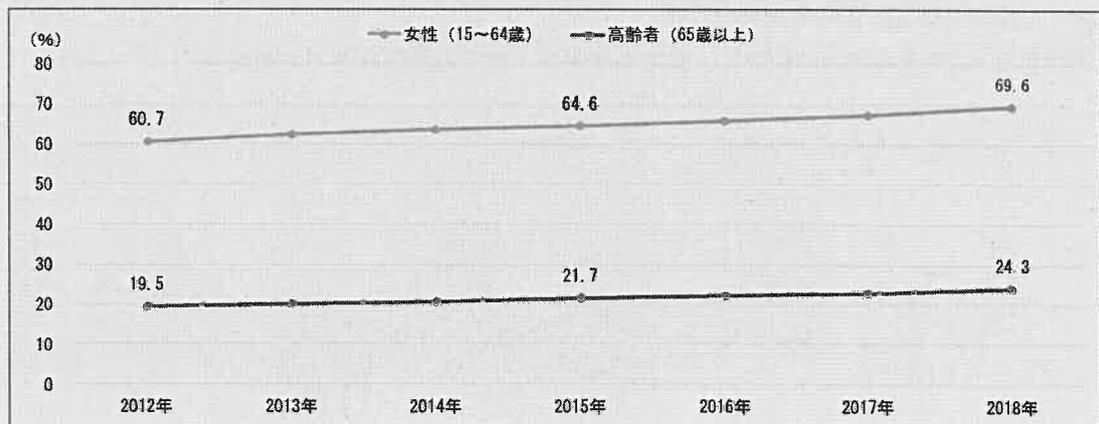


(出典) 総務省「労働力調査 (基本集計)」

こうした就業者数の増加の背景には、女性や高齢者の社会進出も関係していると考えられる。実際に、2018年時点の女性の15～64歳人口に占める就業者数の割合は69.6%、高齢者(65歳以上)人口に占める就業者数の割合は24.3%となっており、2015年からの上昇幅は、女性(15～64歳)で5.0ポイント、高齢者(65歳以上)で2.6ポイントである。

図4 女性(15～64歳)及び高齢者(65歳以上)の就業率の推移

2015年から2018年までにかけて、就業率は、女性は5.0ポイント、高齢者は2.6ポイント上昇。



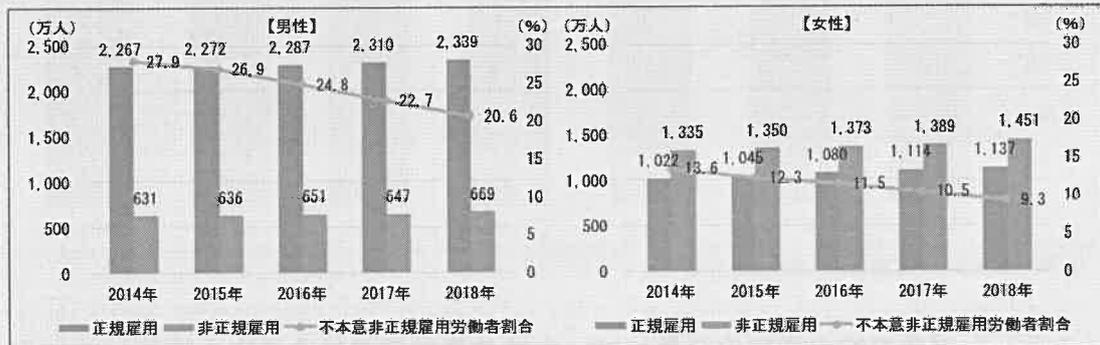
(出典) 総務省「労働力調査 (基本集計)」

また、正規・非正規雇用労働者の状況を見ると、正規雇用労働者数は男女ともに増加しており、2015年から2018年までの増加数は、男性が67万人、女性が92万

人となっている。一方、非正規雇用労働者数も増加しており、3年間の増加数は、男性で33万人、女性で101万人となっている。加えて、女性は正規雇用労働者数よりも非正規雇用労働者数が多い状態が継続している。しかし、非正規雇用労働者に占める不本意非正規雇用労働者の割合は、2015年以降、男女ともに低下傾向にある。

図5 正規・非正規雇用労働者数の推移

2015年以降、男女共に正規・非正規雇用労働者数は増加し、不本意非正規雇用労働者割合は低下。



(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」

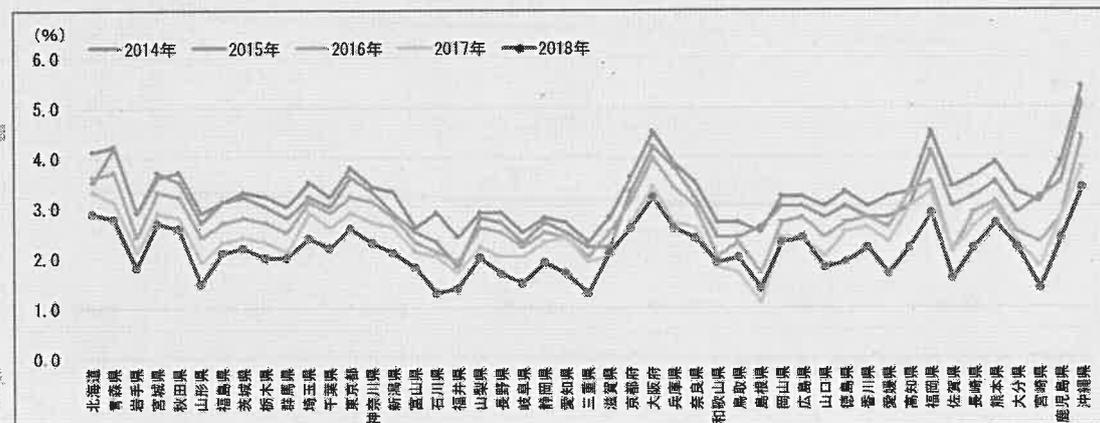
(注1) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。在学中も含む。

(注2) 不本意非正規雇用労働者：現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

都道府県別の完全失業率の推移を見ると、2015年から2018年までにかけて、全ての都道府県で下降傾向にある。

図6 都道府県別の完全失業率の推移

2015年から2018年までにかけて、完全失業率は、全ての都道府県で下降傾向。

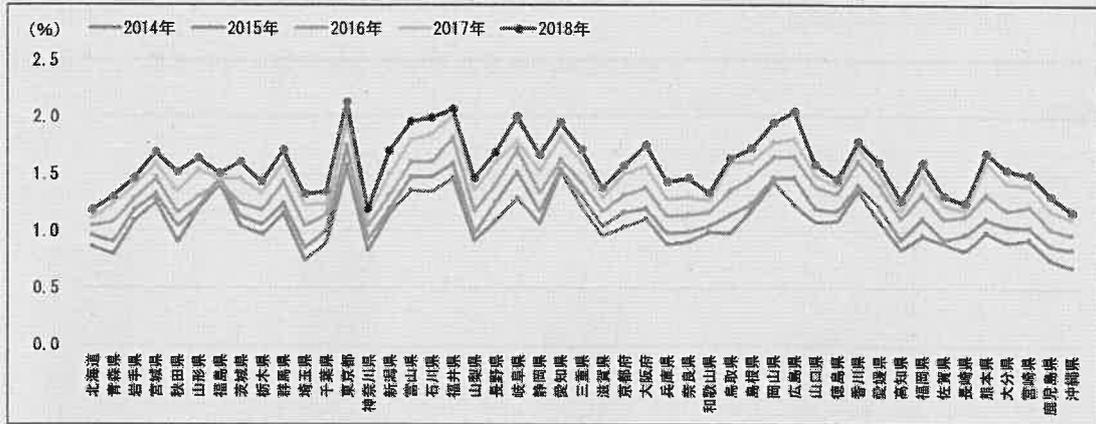


(出典) 総務省「労働力調査(基本集計)」

有効求人倍率は、2015年から2018年までにかけて、全ての都道府県で上昇傾向にあり、2018年時点で全ての都道府県で1.0を超えている。

図7 都道府県別の有効求人倍率の推移

2018年時点で、有効求人倍率は、全ての都道府県において1.0を超えている。

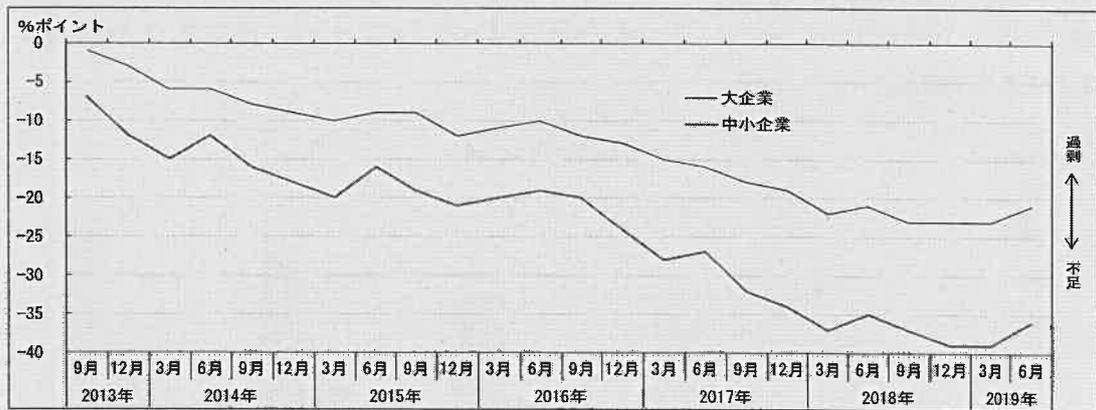


(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況」

雇用・就業環境を企業の側面から見た雇用人員判断D.I.⁽¹⁾の傾向を見ると、大企業よりも中小企業の方がより人手不足感を感じており、2019年6月段階でマイナス36%ポイントと、大企業と比較して15%ポイントの差が生じており、地方で大多数を占める中小企業における人手不足感が高まっていることに注意が必要である。

図8 雇用人員判断D.I.の推移

大企業よりも中小企業における人手不足感が高まっている。



(出典) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 大企業は資本金10億円以上、中小企業は2千万円以上1億円未満の企業。

⁽¹⁾ Diffusion Index (ディフュージョン・インデックス) の略。雇用人員の過不足に係る判断を指数化したもの。各判断項目について3つの選択肢を用意し、選択肢ごとの回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出した後、次式により算出している。

$$D.I. = (\text{第1選択肢の回答社数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答社数構成百分比})$$

また、各地域において成長産業化が期待されている農業の状況を見ると、生産農業所得は東京圏、その他地域ともに増加しているが、特にその他地域では、2015年から2017年までにかけて、年平均9%で成長しており、5,899億円増加した。

図9 生産農業所得の推移

2015年から2017年までにかけて、その他地域の生産農業所得は年平均9%で成長、5,899億円増加。



(出典) 農林水産省「生産農業所得統計」

外国人の延べ宿泊者数の動向を見ると、東京圏では年平均9.0%、その他地域では年平均14.8%で成長している。2015年から2018年までの増加数は、東京圏では691万人泊、その他地域では2,174万人泊となっている。

図10 延べ外国人宿泊者数の推移

2015年から2018年までにかけて、その他地域の延べ外国人宿泊者数は、年平均14.8%で成長、2,174万人泊増加。



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

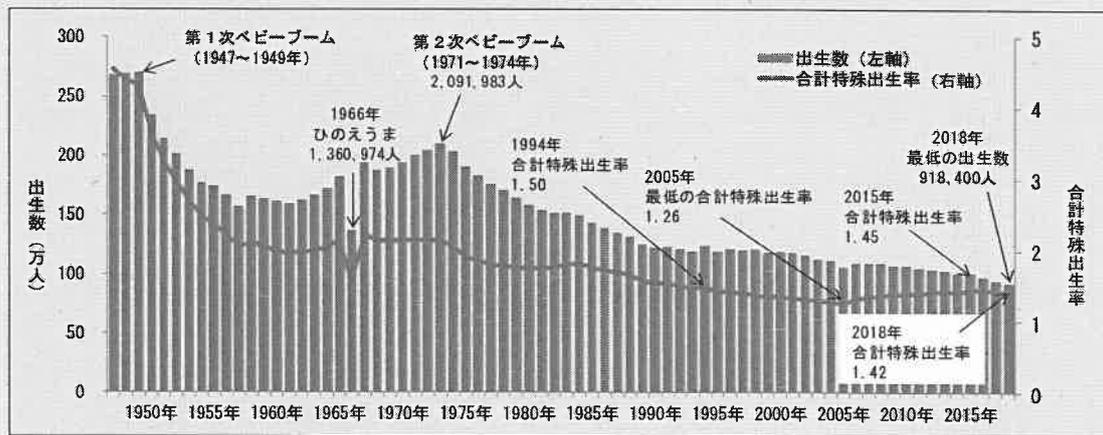
2. 人口減少・少子高齢化の現状

全国各地で、人々の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための取組が行われており、独自推計で出生率の改善を達成した市町村も生まれてきている。

この中で、我が国の合計特殊出生率は、2005年に最低の1.26を記録した後上昇傾向となり、2015年には1.45まで上昇したものの、その後は、2018年に1.42となるなど、微減している。団塊ジュニア世代が40代になる中、年間出生数は、2015年時点で100万6千人から、2018年時点で91万8千人となっており、全国的な減少が続いている⁽²⁾。

図11 出生数・出生率の動向

合計特殊出生率は2018年時点で1.42であり、出生数は2015年から2018年までにかけて減少が続いている。



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」に基づき作成。

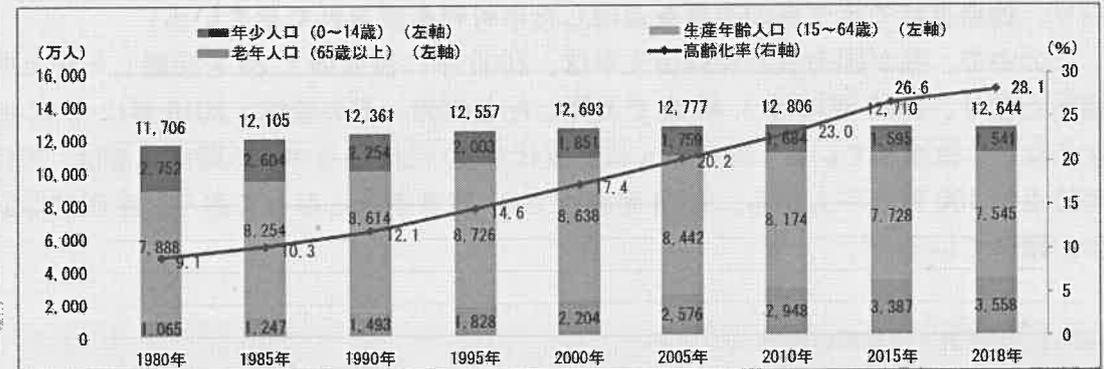
また、総人口は、2008年をピークに減少局面に入っており、2018年10月1日時点で1億2,644万3千人と、2015年から2018年までにかけて66万人減少している。2018年の65歳以上の老年人口は3,557万8千人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%と過去最高値⁽³⁾となっている。このように、我が国における人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあることから、危機感を持って、更なる取組を迅速に進める必要がある。

⁽²⁾ 厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計(確定数)」(2019年11月28日公表)

⁽³⁾ 総務省「人口推計(平成30年10月1日現在)」(2019年4月12日公表)

図 12 人口・高齢化率の推移

2015年から2018年までにかけて総人口は66万人減少、高齢化率も2018年で28.1%と最高値。



(資料) (2015年まで) 総務省「国勢調査」、(2018年) 総務省「人口推計(平成30年10月1日現在)」(2019年4月12日公表)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において年齢不詳を按分の上、集計。

3. 東京圏への転出入の状況

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県からなる東京圏には、3,700万人、日本の総人口の29%（2018年）もの人が住んでいる⁽⁴⁾。欧米の比較的人口の多い国では、首都圏の人口比率は5～15%程度であり、我が国における東京圏への人口の集中度合いは相当程度高いものとなっている。

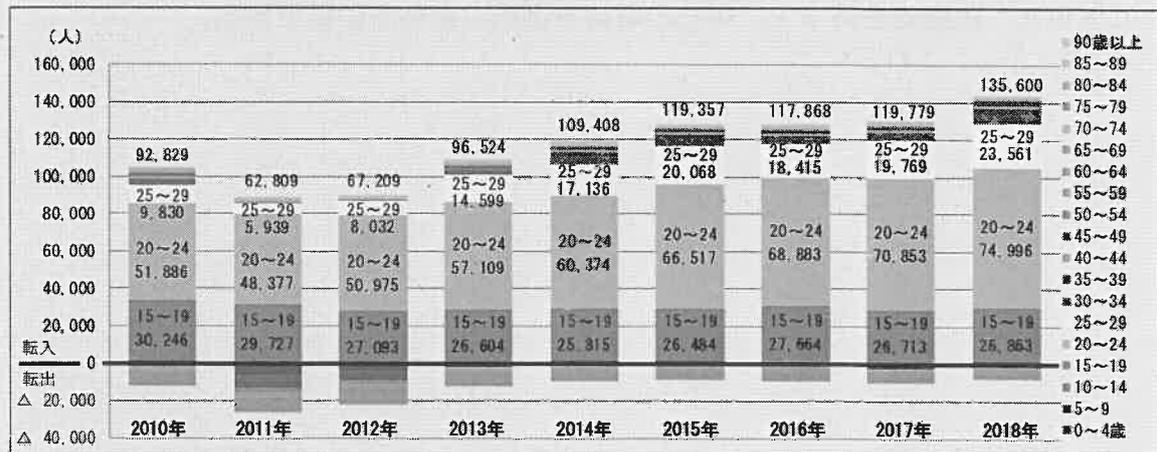
このような東京圏への人口の集中は、全国的な景気回復が続く中で現在も続いている。東京圏への転入超過数は、いわゆるバブル経済の崩壊後のピークである15万5千人（2007年）に比べて下回っているものの、一極集中の傾向が続いている。

2015年からの状況を見ると、東京圏への転入超過数は増加傾向にあり、2018年には日本人移動者で見て13万6千人の転入超過（23年連続）を記録した（東京圏からの転出者数35万5千人に対し転入者数49万1千人）⁽⁵⁾。

その数の大半は若年層（15～29歳）である。若年層の年齢階層ごとの動向を見ると、「15～19歳」の転入超過数は、2018年時点で2万7千人と2015年時点と同水準にある。一方、「20～24歳」、「25～29歳」の転入超過数は、2015年時点からいずれも増加傾向にあり、2018年時点でそれぞれ7万5千人（8千人増加）、2万4千人（3千人増加）となっている。

図13 東京圏への年齢階層別転入超過数の推移

2015年から2018年までにかけて1万6千人増加し、2018年には13万6千人の転入超過となった。



（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告（2010年～2018年/日本人移動者）」

また、若年層について、第1期の期間における地方への転出者数と東京圏への転入者数の状況を見ると、転出者数は「25～29歳」で減少傾向にあるものの、「15～19歳」、「20～24歳」については増加傾向にある。一方、転入者数は全ての年齢層で増加傾向にあり、転入者数が最も多い「20～24歳」においては、地方人口のうち3%が東京圏へ転入している。

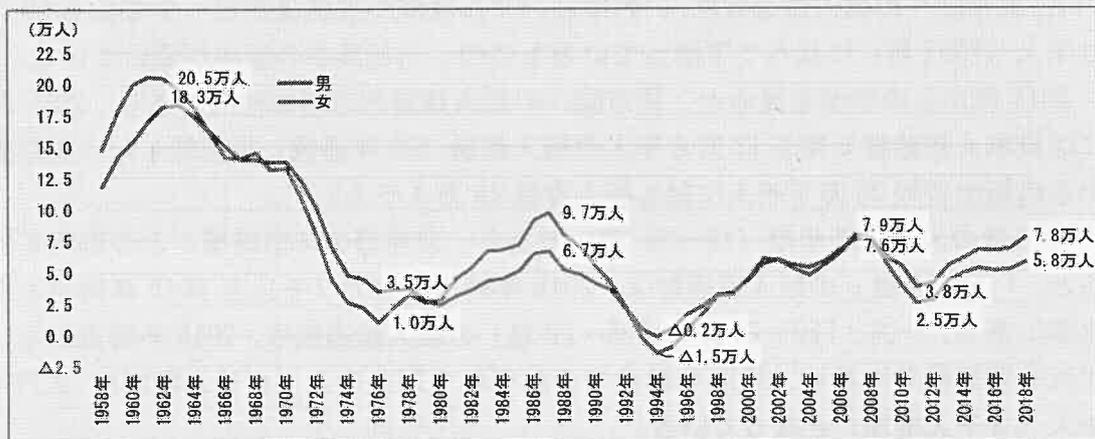
⁽⁴⁾ 総務省「人口推計（平成30年10月1日現在）」（2019年4月12日）

⁽⁵⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成30年（2018年）結果」（2019年1月31日公表）

さらに、東京圏への転入超過数を男女別に見ると、2018年時点で男性が5万8千人、女性が7万8千人となっており、近年は女性の転入超過数が男性を上回る傾向にある。

図14 東京圏への男女別転入超過数の推移

第1期の期間において男女ともに増加傾向で、女性の転入超過数が男性を上回る傾向にある。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告 (日本人移動者)」

このように、東京圏への一極集中は継続しており、その是正は喫緊の課題であることから、危機感を持って、更なる取組を迅速に進める必要がある。

4. 第1期の検証

(1) 第1期「総合戦略」の検証

第2期「総合戦略」を策定するに当たり、第1期「総合戦略」の取組の実施状況について、以下のとおり検証を行った。

この検証の結果を踏まえ、第2期「総合戦略」を策定する。

①第1期「総合戦略」に掲げるKPIの検証

まず、第1期「総合戦略」に掲げる重要業績評価指標（以下「KPI」という。）について、有識者会議⁽⁶⁾を設置の上、進捗状況を検証した。その結果、基本目標のKPIのうち、基本目標1「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」のKPI（地方における若者雇用創出数、女性（25～44歳）の就業率等）や、基本目標4「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」のKPI（立地適正化計画を作成する市町村数、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数等）については、「目標達成に向けて進捗している」と評価された。

一方、基本目標2「地方への新しいひとの流れをつくる」のKPI（東京圏から地方への転出入均衡等）、基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」のKPI（安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合等）については、「各施策の進捗の効果が現時点では十分に発現するまでに至っていない」と評価された。

このため、基本目標2、3に向けた対応は喫緊の課題であり、これらについては、以下のとおり、特に詳細な要因分析を行ったところである。第2期においては、第1期の検証を更に深掘りして様々な観点で要因を分析し、必要な対策の強化を図ることが必要である。

（基本目標2「地方への新しいひとの流れをつくる」）

東京圏への一極集中の要因については、様々な理由が考えられるが、東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若年層が占めていることを踏まえ、進学・就職が大きなきっかけになっていると考えられる。この傾向はアンケート調査⁽⁷⁾でも表れており、20～24歳の地方圏から東京圏への移動理由は、進学・就職を理由にした割合が全体の6割を超えている。

⁽⁶⁾ 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会

⁽⁷⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「若年層における東京圏・地方圏移動に関する意識調査」（2019年4～5月）

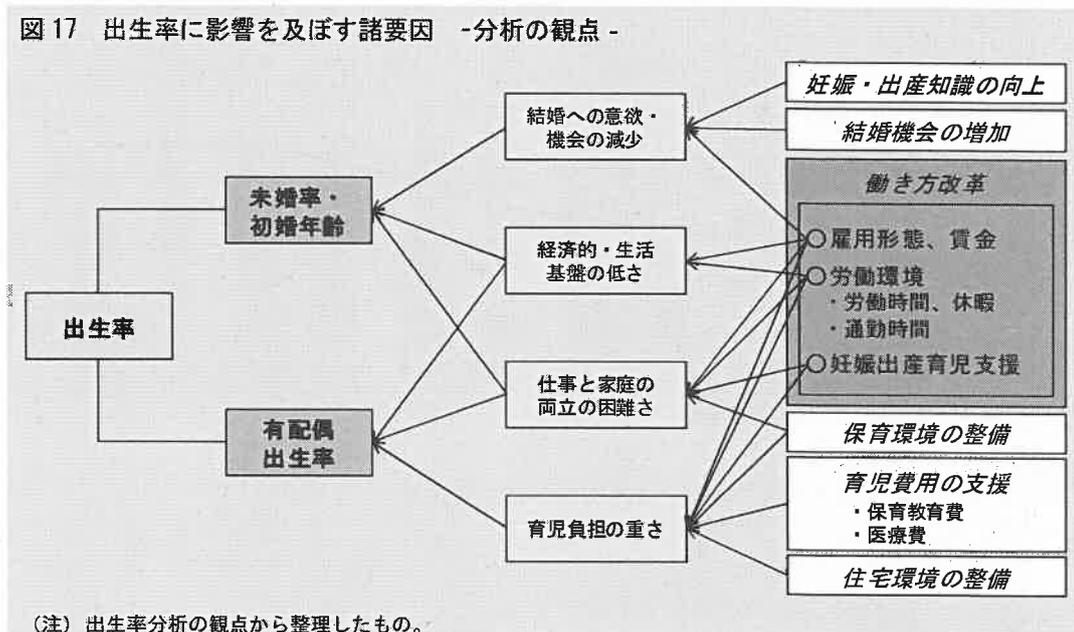
特に、女性については、学歴が高いほど正規雇用で就業する傾向が強いところ、東京圏での正規雇用の割合が地方に比べて高いことも要因の1つと考えられる。この傾向は同調査でも表れており、3割弱の女性が「女性が活躍できる仕事は東京圏に多い」と考えている。このため、女性が活躍できる魅力的な働く場を地方に作る意義は大きいと考えられる。

他方で、学生に対するインタビュー調査⁽⁹⁾では、高校2年生の夏頃から偏差値を基準に進学先の候補を広げていった結果、進路検討プロセスの中で、大学数の多い東京圏を選択する学生が多い傾向にあることが示唆される。

(基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」)

出生率に影響を及ぼす要因については、分析の観点から整理すると、我が国では婚外子の割合が極めて低いことから、結婚行動(未婚率・初婚年齢)の変化と、結婚した夫婦の出産行動(有配偶出生率)の変化の2つの要素が考えられる。

図17 出生率に影響を及ぼす諸要因 -分析の観点-

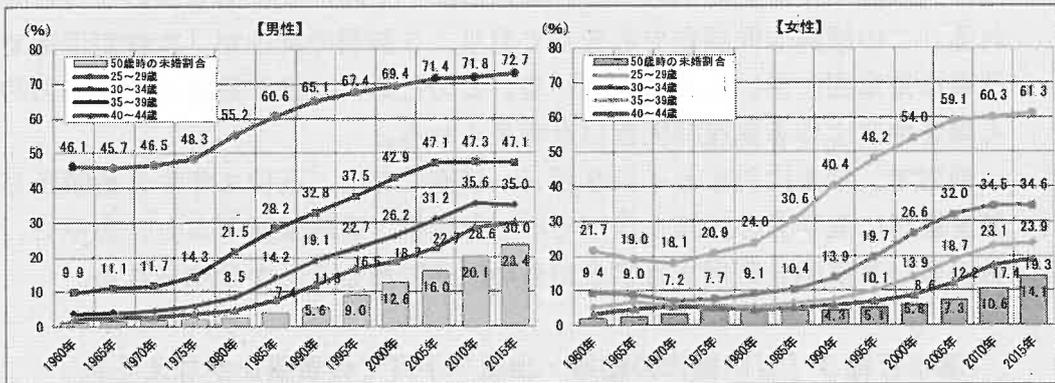


(注) 出生率分析の観点から整理したもの。

まず、結婚行動の変化について、年齢ごとの未婚率、生涯未婚率(おおむね50歳頃の未婚率で把握)及び初婚年齢は、1970年代以降男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相当程度進行している。次に、結婚した夫婦の出産行動の変化について、1970年代以降2.2人前後で安定的に推移していた夫婦の完結出生児数(結婚持続期間15~19年夫婦の平均出生子ども数)は、2000年代に減少傾向に転じ、2015年には1.94人まで低下した。

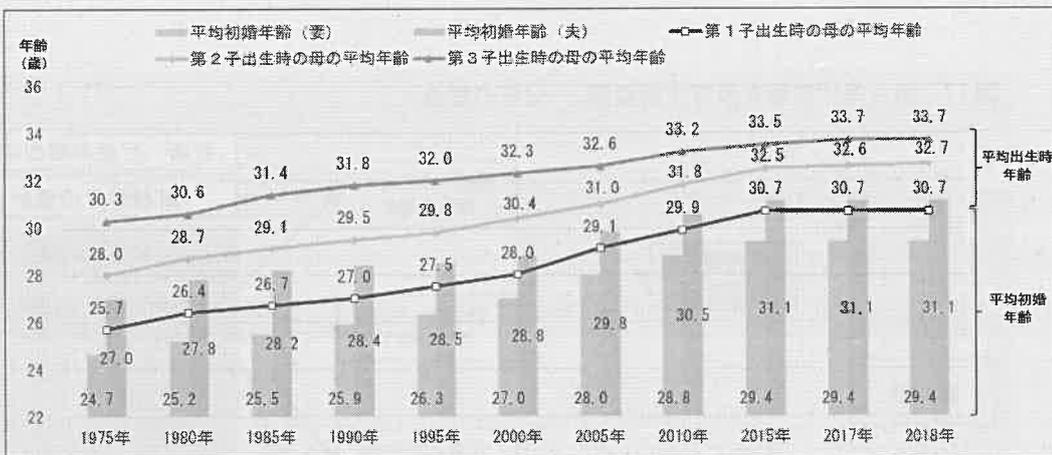
⁽⁹⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方創生ワカモノ調査」(2019年11月公表)

図 18 年齢階級別未婚率



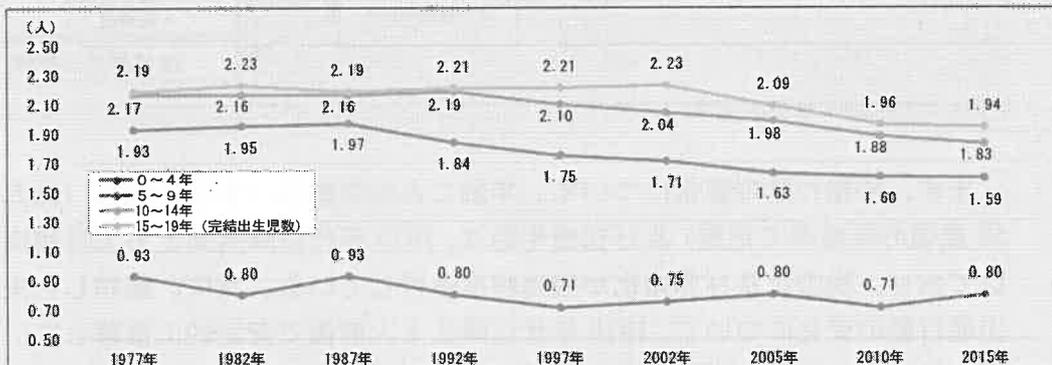
(資料) 総務省「国勢調査」を基に加工して作成。
 (注) 「50歳時の未婚割合」は、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

図 19 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

図 20 結婚持続期間別に見た、夫婦の平均出生子供数

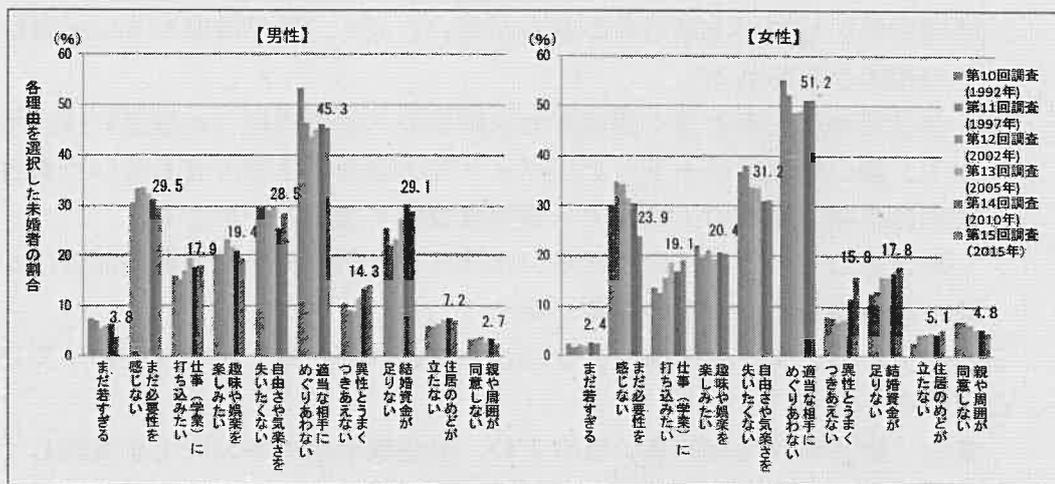


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2015年)

こうしたことから、出生率の低下には、「未婚率・初婚年齢の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」とが大きく影響を及ぼしているものと考えられる。

若い世代では、男女ともに約9割の人は「いずれ結婚するつもり」と考えている⁽¹⁰⁾が、「適当な相手に巡り合わない」、「資金が足りない」などの理由で結婚の希望がかなえられていない状況にある。

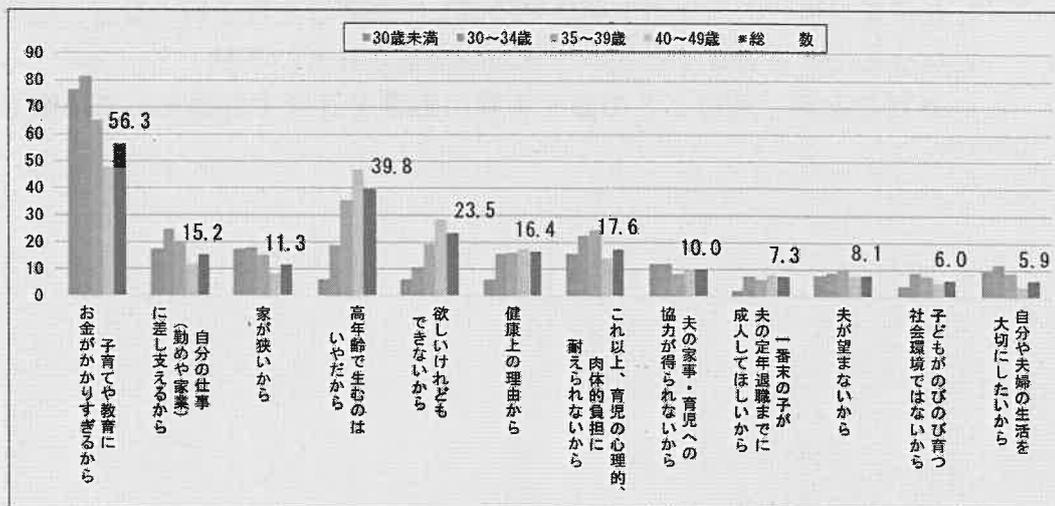
図 21 若者が結婚しない理由



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)
 (注) 対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択可)としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査の結果。

また、夫婦が理想の子ども数を持たない理由は、若い世代では経済的負担が多く、30歳代後半以降は「高年齢で産むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」、といった理由が増加している。

図 22 妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)
 (注) 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。

⁽¹⁰⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2015年)

こうした声からも示唆されるように、少子化の問題は、結婚機会の逸失や子育ての経済的負担感など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っていると考えられる。

都道府県別のデータでみた場合、

- ・ 合計特殊出生率は、育児をしている女性の有業率の水準が高いと高く、長時間労働をしている雇用者の割合が高いと低く、通勤時間が長いと低い（一定の相関がみられる）、
- ・ 合計特殊出生率と強く関係する未婚率の水準の高低（地域差）は、男女ともに、若い男性のパート・アルバイト等の割合、子育てをしている女性の有業率の水準、男女の人口比で一定程度説明することができる、
- ・ 育児をしている女性の有業率の水準は、長時間労働や通勤時間のほか、保育所の整備量とも一定の相関がある

ことなどから、少子化には、男性及び女性の「働き方」が深く関わっていることが示唆される⁽¹¹⁾。

また、出生率が比較的高い市町村や、出生数や出生率の向上を実現している市町村の要因や背景等を分析すると、

- ・ 働き方改革の取組、子育て支援、産業振興、まちづくりなどの基本的な施策が若い世代の支援として機能しているか、
- ・ 地域コミュニティが形成されていること、企業等が若い世代を大切にする意識を持つこと、地域の伝統や文化への意識などの要素が重要であり、行政による取組だけでなく、地域全体での創意工夫により、暮らしやすく、地域に誇りを持てるような地域づくりにつながっているか、
- ・ 夫婦が協力して仕事と子育てに取り組むことに加え、地域や企業等がこうした子育て世代の両立の重要性を理解し、必要な支援を行うなど、地域一体となって子どもを育てるという意識が醸成されているか

といったことが、地域ごとの出生率等に影響を及ぼす要因として示唆される⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

⁽¹¹⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域少子化対策検討のための手引き—働き方改革を中心に—（第2版）（平成29年5月）

⁽¹²⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「出生数や出生率の向上に関する事例集」（平成31年3月）

⁽¹³⁾ 「地方創生×少子化対策」検討会中間報告（令和元年5月23日）

②基本的な支援制度の検証

第1期「総合戦略」に掲げる各施策について、有識者会議⁽¹⁴⁾等により、その効果の検証を行った。

(人材支援)

地方創生人材支援制度について、派遣先の市町村や派遣者から高い評価を得ている一方、専門知識を有する民間人材のノウハウや経験が市町村に十分に取込まれていない面もあるとされた。

これを踏まえ、今後は、民間企業等の市町村への派遣意向及び市町村が希望する人材ニーズの把握を行うため、ワンストップ窓口を設置し、市町村への民間専門人材派遣を支援する。

地方創生コンシェルジュについて、地方公共団体からの問合せや相談を受ける総合的な国の相談窓口としての機能強化を図る必要があるとされた。

これを踏まえ、今後は、支援施策の共有などの積極的な支援、相談への迅速かつ的確な対応、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との意見交換会による関係強化等を図る。

(財政支援)

地方創生推進交付金について、有識者による検討委員会を設置の上、各事業のKPIの達成状況や経済波及効果の分析を行うなど、事業の効果等を検証した。平成30年度に実施した検証結果については、81%の事業がKPIを1つ以上達成しており、事業費に対する経済波及効果は約1.6倍となっている。加えて、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」において、Society 5.0の推進などの新たな政策課題への対応をはじめ、地域の実情に応じた支援策の見直しが必要とされた。

これらを踏まえ、効果検証の分析結果を活用し、今後の新事業の企画・立案や、実施中の事業の効果検証・改善に資するよう、事例集やガイドラインを改訂するとともに、Society 5.0を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する新たな支援の枠組の新設や、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化等の必要な見直しを行い、地方創生推進交付金の審査に反映するなど運用改善を実施する。

企業版ふるさと納税について、移住・定住や人材育成・確保、被災地の復興などの事業を促進するなどの優れた事例が増えているものの、活用団体数・寄附額ともに、拡大の余地が大きいとされた。

⁽¹⁴⁾ 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会

これを踏まえ、企業と地方公共団体の双方にとってより使いやすい仕組みとなるよう、税額控除割合の引上げや手続の簡素化など、大幅な見直しを実施する。

(情報支援)

地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）について、データ拡充やシステム周知等を中心に取り組んできた結果、データの充実等について評価を得た一方で、地方公共団体の政策立案時のRESASの利活用においては改善の余地があるとされた。

これを踏まえ、今後は、更に政策立案等に資するよう、RESASの機能拡充に加え利活用の促進等を図る。

(2) 地方版総合戦略の検証

① 地方版総合戦略の策定状況

現行の地方版総合戦略の策定に当たっては、各地方公共団体において、幅広い層の住民をはじめ、多様な主体の参画を経て検討が行われたところであり、その中には、若者や域外の関係者が参画した事例や、複数市町村間や、都道府県や市町村との連携など、広域連携により策定された事例など、特徴的なプロセスを経た事例も見られた。

また、各地域において、地方版総合戦略の策定を通じて、地方創生の取組が進捗するだけでなく、これをきっかけとして地域が自らの将来を考え、人口減少問題に対する意識を高めるなど、地域の意識の向上につながる波及的な効果も見られた。

② 地方版総合戦略の効果検証

地方版総合戦略の効果検証を実施している地方公共団体は、全体の97.5%（都道府県：100%、市町村：97.4%）⁽¹⁵⁾となっており、また、効果検証を実施している地方公共団体の方が、実施していない地方公共団体に比べて、各KPIの達成割合が高いという結果が出ている⁽¹⁶⁾。

効果検証に当たっては、8割超の地方公共団体で産官学金の外部有識者が検証体制に参画している。また、若者を含む幅広い層の住民が参加するワーキンググループ等を設置するなど、住民から積極的に意見聴取を行っている地方公共団体もある。これらの地方公共団体においては、住民からの意見を取り入れ、新たな具体的取組の開始につながった事例も見られる。

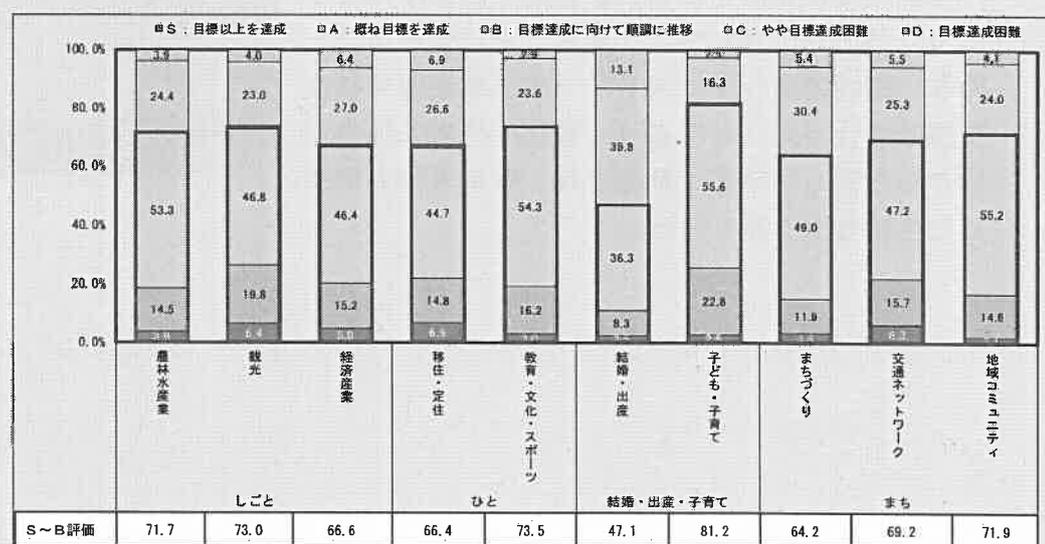
⁽¹⁵⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「次期『地方版総合戦略』の策定状況等に関する調査結果」（2019年11月15日）

⁽¹⁶⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」（2019年3月27日）

③ 地方版総合戦略の施策における KPI の進捗状況

地方公共団体は、地方版総合戦略において、地域の実情に即して KPI を設定し施策を推進してきた。各地方公共団体の KPI の進捗状況（自己評価）を見ると、分野によって成果は様々であるものの、「観光」、「経済産業」、「移住・定住」、「子ども・子育て」及び「交通ネットワーク」の分野については、「S：目標以上を達成」あるいは、「A：概ね目標を達成」した割合は 20%を超えている。また、「B：目標達成に向けて順調に推移」している事業を含めると、「農林水産業」、「観光」、「教育・文化・スポーツ」、「子ども・子育て」及び「地域コミュニティ」の分野で 70%を超えている。

図 23 目標設定している地方公共団体の KPI の進捗状況

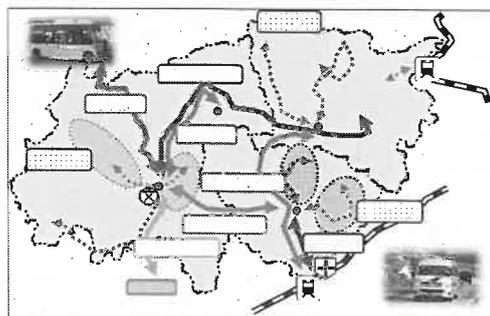


(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」(2019年3月27日)

④ 地方公共団体の取組の成果

地方公共団体において、各地域の実情に即した優れた取組が行われてきており、様々な成果が上がってきている。

「まちの創生」に関しては、例えば、近隣の地方公共団体同士が連携し、民間とも協働した上で、国の補助金等も活用しながら圏域内交通の統合・最適化を図った結果、利便性が向上し、交通利用率の改善等が図られた地域が出てきている。また、地域の魅力向上といった目標を明確に定め、空き家を活用した多世代交流施設等の整備や廃校舎を利用した大学誘致、公園や遊休公共施設の民間活用等を推進し、地域の魅力向上を実現している地域も出てきている。



「ひとの創生」に関しては、例えば、地方公共団体が主体となり、移住、子育て等の支援制度の整備・PR 活動を行うことで移住者を呼び込んだ地域や、宿泊しながら地元住民との触れ合いや地域産業の体験ができる民泊事業、地域の特徴を活かした教育プログラム等の実施を通じて、移住者や交流人口等を大幅に増加させた地域など、それぞれの特徴を活かした取組によって具体的な成果を上げた地域も出てきている。



教育プログラムイメージ

「しごとの創生」に関しては、例えば、地方公共団体が、商工会議所、金融機関、地元の事業者や外部専門人材等とともに、連携に係る協定の締結や運営主体となる NPO 法人の設立等を通じて、地域における創業支援体制を構築し、地域で創業を希望する UIJ ターン者等に対し、年度ごとに切れることのない継続的かつワンストップの創業支援や移住支援等を行ったことにより、実際に地域の魅力を活かした新しい事業が創出され、就業者数も増加した地域も出てきている。

地域での新たな事業所創出のイメージ



本論 第2期における地方創生

第1章 地方創生の目指すべき将来

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している。

このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じている。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなる。

また、都市機能の維持には一定の人口規模と密度が必要なことから、人口減少により都市機能を維持することが困難となり、地域の魅力・活力を低下させ、更なる人口流出を招くおそれがある。中山間地域や農山漁村等においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがある。

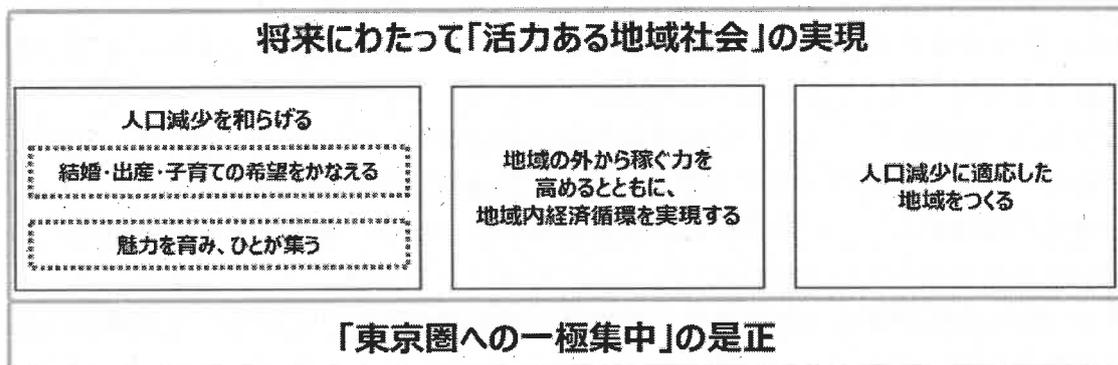
さらに、東京圏にひとが一極集中している状態では、首都直下地震などの巨大災害による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることとなる。

以上のような人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として、関係省庁の連携を強め、地方創生の目指すべき将来に向けて迅速に取り組む。

地方創生は、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を国が支援することが基本である。しかし、国が自ら取り組むべき施策については、国が積極的に進めることが必要である。

具体的には、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を活かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指す。さらに、世界も視野に入れて、競い合いながら、観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていく。この取組を進めるに当たり、気候、人口規模、立地など、地域の実情は多様であることから、これに応じて、地域が幅広い観点で取組を進められるようにすることが重要である。また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要がある。

東京圏についても、人口の一極集中やそれに伴う弊害を是正しつつも、集積のメリットや、それによるイノベーションの創出機会を最大限に活かせるような環境づくりを進め、グローバル競争におけるプレゼンスを高めていく。



これらを通じて、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指す。

そして、こうした取組を通じて、住民一人ひとりがそれぞれ暮らす地域において、家族や友人、隣人等との交流の中で、豊かさと生活の充実感を享受できるようにしていく。

【重要業績評価指標】

■結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合
50% (2024 年度)

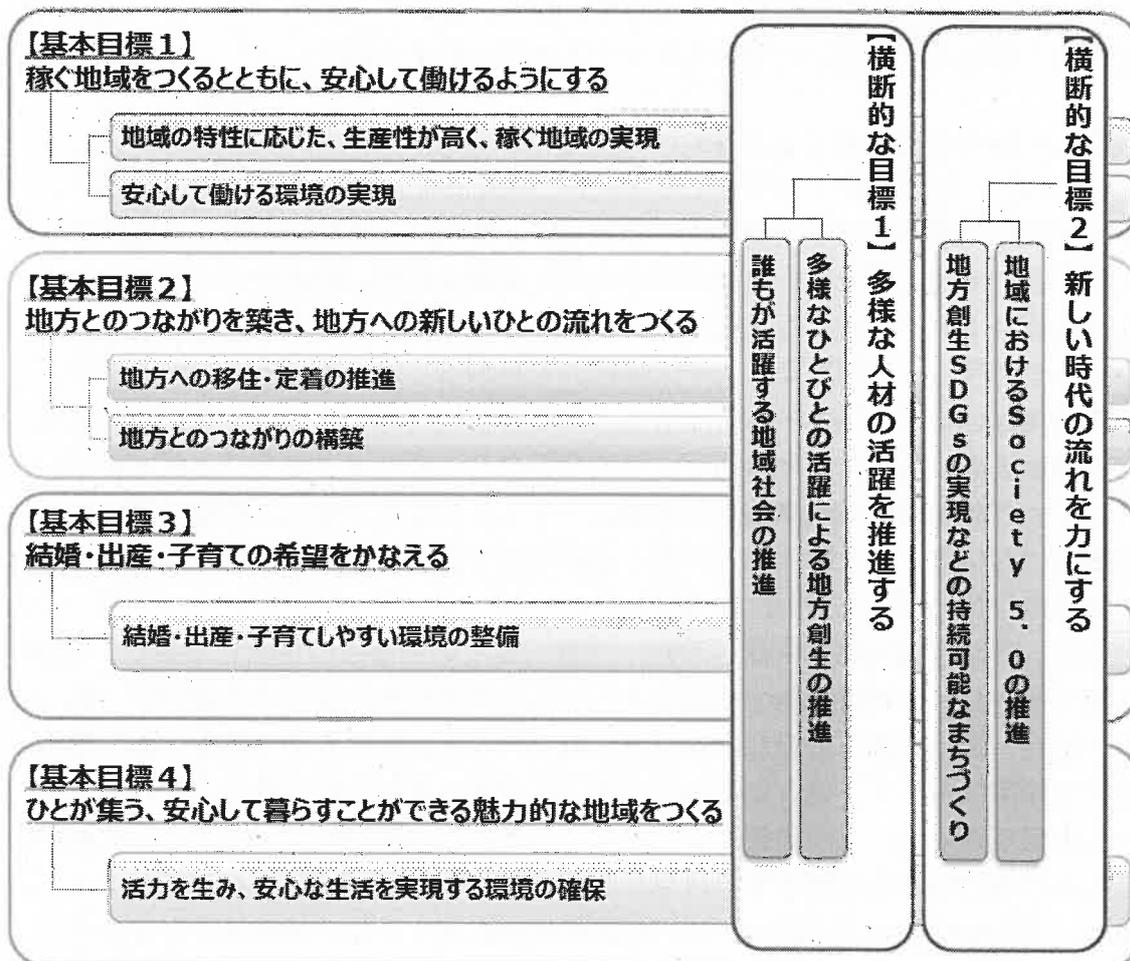
※現状：45.2% (2019 年)

■地方と東京圏との転入・転出を均衡 (2024 年度)

※現状：地方から東京圏への転入超過数 135,600 人 (2018 年)

第2章 第2期における施策の方向性

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととする。



(1) 横断的な目標の追加

(多様な人材の活躍を推進する)

地方創生が点の取組から面の取組に広がり、真に継続・発展していくためには、域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが必要である。このため、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進める。

また、活気あふれる地域をつくるため、若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

(新しい時代の流れを力にする)

Society 5.0の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能であり、例えば、自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療やIoTを活用した見守りサービス等により、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができる。このように、未来技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができる。そして、どの地域にも未来技術の活用のチャンスがある。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であることから、地方における未来技術の活用について強力に推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）⁽¹⁷⁾は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものである。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することが重要である。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。

⁽¹⁷⁾ Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされており、実施のための主要原則の1つに「包摂性」が示されている。

(2) 基本目標の見直し

(基本目標2:「地方とのつながりを築く」観点の追加)

地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、すなわち地方創生の当事者の最大化を図ることは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠である。このため、地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていくことを目指す。

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとって重要な意義がある。このため、第2期においては、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

(基本目標1、4:「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加)

地方において人手不足の状況にある中で、多くの若者が就職の機会を捉えて東京圏に集まってきている状況を踏まえると、単に雇用を創出することにとどまらず、稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出する必要がある。また、東京等との地域格差の改善等に向け、地域における所得の向上を実現することが重要である。

加えて、その地域に訪れ、住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、豊かな自然・文化の中で暮らしたい、人々とつながりに恵まれた地域で暮らしたいといった、人々の様々な希望をかなえる「まち」の魅力をつくることが重要である。このため、他の地域との連携の視点を持ちながら、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む必要がある。その際、地域の経済社会構造全体を俯瞰して、空き家や廃校などの地域資源を最大限に活用し、新たな価値を創造することが重要である。

(3) 多様なアプローチの推進

第1期において、地方創生に取り組むに当たっては、まち・ひと・しごとの好循環を実現するため、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地方への新しいひとの流れを生み出した上で、その好循環を「まち」で支えるという、「しごと」起点を基本戦略としてきた。

しかし、例えば、地方にサテライトオフィスを設け、「ひと」を呼び込み、地域で交流を深める中で「しごと」を起こしていく「ひと」起点のアプローチや、地域の文化・自然といった資源を活かして「まち」の魅力を高め、「ひと」を呼び込むという「まち」起点のアプローチなど、多様なアプローチも考えられる。

今後は、地域が抱える課題、事情は様々であることを踏まえ、従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じて、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出していく。

【基本目標 1】

稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

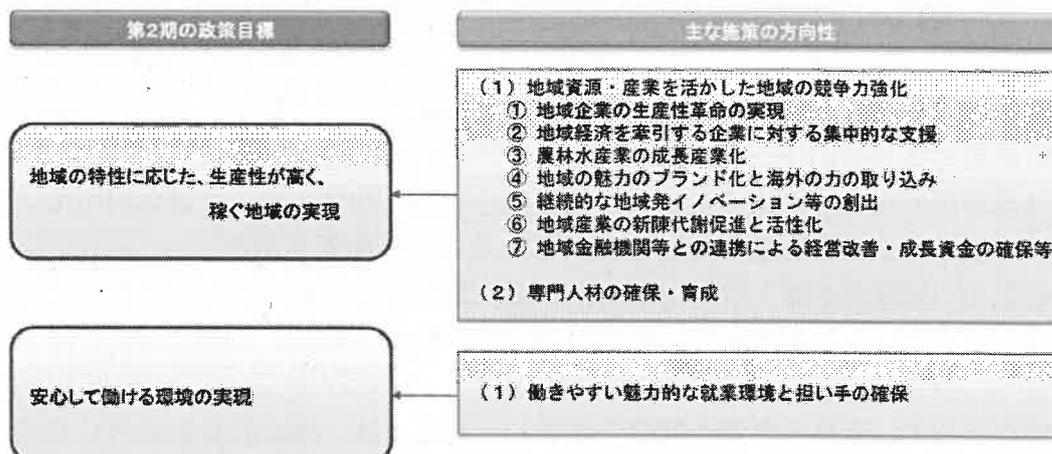
日本全体として人口減少が進行し、特に、地方において労働力人口の減少、消費市場の縮小が懸念される中、ひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要である。

このため、地域企業の生産性を全般的に引き上げる必要があり、技術開発、IT投資や販路開拓等への支援を強力に推進する。

その上で、地域の特色・強みを活かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造を構築する。具体的には、製造業、農業、観光業など、それぞれの地域が強みを有する産業を見定め、設備投資等における集中的な支援を行うとともに、地域の産業・企業と地方大学との連携等を中心に継続的な地域発のイノベーションの創出等に取り組む。

また、生産性向上やイノベーション創出の基盤となる市場競争の促進に向けて、地域企業の新陳代謝を促すとともに、地域金融機関との連携により中小企業が思い切った経営革新やチャレンジに取り組める環境の整備等を進める。さらに、こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素はひとであることから、地域企業の成長戦略を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に一層取り組んでいく。

他方、様々な人々が地方で安心して働けるようにするためには、地域の稼ぐ力を高めるだけではなく、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めることが必要である。特に、近年は女性の東京圏への転入超過数が男性を上回る傾向にあることを踏まえ、女性にとって魅力的なしごとの場をつくることが重要である。



1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

① 地域企業の生産性革命の実現

我が国企業の 99% を中小企業が占めており、その競争力強化は地域経済の成長の鍵である。一方で、企業規模別に従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）を見ると、中小企業の労働生産性は大企業に比べて低い状況にある。また、中小企業の近年の投資動向を見ると、維持更新目的の投資が増加傾向にある中で、付加価値拡大に資する生産・販売能力拡大や製品・サービスの質的向上等に向けた投資が減少傾向にある。

このため、中小企業の生産性向上に向けて、新たな製品・サービス開発のための設備投資への支援や地方公共団体の判断により固定資産税をゼロにできる特例制度による負担軽減、IT 導入や販路開拓等への支援、経営指導等に取り組む。特に、地域経済の約 7 割を占めるサービス産業について、IT 導入の促進、ベストプラクティスの普及などの各施策を推進する。こうした取組を通じて、地域企業の生産性革命を実現する。

図 24 企業規模別従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



(出典) 中小企業庁「2019年版中小企業白書」

(注1) ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業。

(注2) 2006年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、2007年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えた。

② 地域経済を^{けん}牽引する企業に対する集中的な支援

地域の稼ぐ力を高めるためには、商品・サービスの付加価値を高め、地域内に経済的効果を広くもたらすような事業に取り組む地域の中堅・中小企業に対して、集中的な支援を行い、その競争力を強化していくことが重要である。

このため、地域の中堅・中小企業の中から、潜在的な成長力の高い企業として選定する地域未来^{けん}牽引企業及び地域経済^{けん}牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく承認地域経済^{けん}牽引事業者を中心として、それらが海外需要を獲得し、あるいは、地域資源を活用して付加価値を創出できるよう、関係省庁が連携し、中小企業支援施策、生産性向上、商品・サービスの高付加価値化や海外展開を支援する施策等により、重点的に支援する。

③農林水産業の成長産業化

農業については、今後見直される食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）も踏まえ、農業が活力を取り戻し、魅力ある成長産業にしていくため、消費者の視点を大切にし、農業者が経営マインドを持って収益の向上に取り組む環境を創り上げ、農地の集約等による生産コストの低減等を通じた所得の向上や物流の効率化等を通じた安定した流通の確保を進める。また、地域の持続性を高めるため、6次産業化や農泊などの複合的な経営を推進するとともに、農作業の効率化や省力化による生産性の向上等に向けて、スマート農業を推進する。

林業については、成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度の下、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、スマート林業・新素材開発等の「林業イノベーション」の推進、多様な林業の担い手の確保・育成、高付加価値な木材を供給する体制の構築、新たな木材需要の創出、「森林サービス産業」の創出・推進に取り組むほか、森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持・向上に取り組む。

水産業は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、新たな資源管理システムの構築、漁場の有効利用、生産から流通までが連携した水産業全体の生産性の向上等を推進する。

また、拡大する世界の食市場等の需要を取り込むため、農林水産物・食品の輸出拡大を推進する。

④地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

（地域資源を活用した事業の創出・成長促進と担い手の育成・確保支援）

日本の各地域には、まだ十分に知られていない農産品や工芸品、伝統、歴史、景観などの魅力溢れる地域資源が数多く眠っている。その地域にしかない唯一無二の優れた地域資源を磨き上げ、消費者への訴求力を高めることで、海外市場を含めた販路開拓を進め、地域に付加価値をもたらすことが重要である。

このため、地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発、マーケティングやブランディング、販路開拓等への支援を行うとともに、地域資源を活用したビジネスに取り組む担い手の育成・確保等を進める。特に、地域の生産者を取りまとめてプロデュースする機能を持った地域商社や、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔である観光地域づくり法人（DMO）は、地域に活力をもたらす新たな主体として期待されるところであり、その育成や支援に取り組んでいく。

とりわけ、事業成功の秘訣はひとにある。地域商社等の事業を自ら興す起業人材、事業経営をサポートする専門人材を域内で発掘・育成するだけでなく、域外から地域に送り出し、地域が柔軟に受け入れる仕組み・環境整備が重要である。このため、地域商社等の地域ビジネスに高い関心を有する人材の発掘・ネットワークの形成支

援を推進するとともに、移住・起業・就業支援金やプロフェッショナル人材戦略拠点の活用を促進することにより、副業・兼業を含めた多様な形態での人材の地域展開を進める。

(海外成長市場の地方創生への取り込み)

地域を支える企業には、国際的にも通用する強みを有するものが多く、経済連携協定の締結などの事業環境の整備が進む中、その潜在的な力を発揮できる事業機会が拡大している。地方創生の観点からは、地域企業が国際競争力を高め、その強みを活かした製品・農林水産品・サービスを直接海外市場に展開し、旺盛な海外需要を取り込むことで地域に富をもたらすことが期待されている。特に、日本各地の地域資源を活用した産業は、富裕層から一般的な消費者層まで欧米・アジア諸国の幅広い消費者に対する訴求力が高いことを踏まえ、販路開拓やブランド化等の支援を行うことが重要である。このため、農林水産業や伝統工芸品産業等と観光業の戦略的連携を進め、海外市場を見据えた商品・サービス開発や効果的なマーケティング、海外展開を図る地域の中堅・中小企業に対する総合的な支援を行うことで、地元産品の輸出を通じた海外市場開拓と訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要の獲得という好循環を創出する。

また、海外から日本への直接投資残高は増加傾向にあり、高まる海外からの投資ニーズを捉えるべく、地方公共団体においても、海外の優れた企業を誘致することで地方経済の活性化を目指す動きが生まれている。このような状況を踏まえ、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との連携等を図りながら、地方公共団体が行う投資誘致活動への支援の充実等を図る。

⑤継続的な地域発イノベーション等の創出

魅力ある雇用機会を地域に継続的に生み出し続けるためには、地域企業等によるイノベーションを継続的に創出し、地域産業の競争力強化を進めることが必要である。

これまでも政府を中心に様々なイノベーション施策が展開され、各地域においてもイノベーション創出の取組が行われてきているが、海外に比べてまだ広がりは不十分であり、大学等の機能・リソースを十分に活用できているとは言えない状況にある。急速な技術革新の流れの中で、従来以上に地域の知の拠点である地方大学、研究機関、大企業等と地域の将来を担う企業の連携を強化する必要がある。

このため、イノベーションの継続的な創出に向け、地域の企業、大学等を巻き込み、地域資源を活用したイノベーションエコシステムの構築に取り組む。また、産学金官の連携による地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げや、地域経済循環の拡大とともに災害時の自立エネルギー供給を可能とする地域エネルギーシステムの構築を進めるほか、未来技術の社会実装やシェアリングエコノミーを活用した取組を進めるとともに、地域の社会的課題を解決す

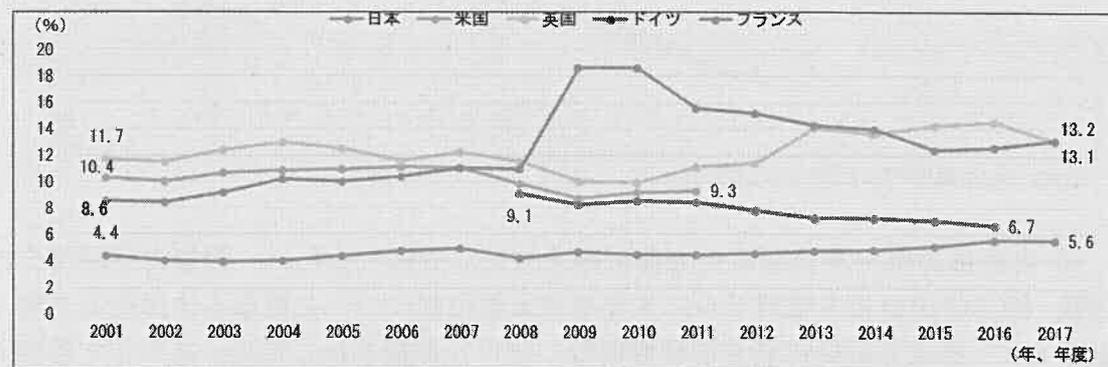
るために住民も巻き込んだイノベーションの推進に向けて新たな事業を立ち上げる地方公共団体の取組を支援する。

⑥地域産業の新陳代謝促進と活性化

(新たなビジネスモデルを生み出す創業の活性化)

創業を促進することは、地域経済の活性化にとっては必要不可欠であるが、我が国の開業率は欧米諸国に比べて相対的に低くなっている。

図 25 開業率の国際比較



(出典) 中小企業庁「2019年版中小企業白書」

地域発の創業を促進するため、専門家によるハンズオン支援や、教育現場等における起業家教育の推進など、地域における創業支援体制及び創業に関する普及啓発体制の整備を推進する。また、グローバルで成長するスタートアップを創出するとともに、ロールモデルの創出により、自ら企業を立ち上げてチャレンジをするという起業家マインドを社会全体で醸成し、日本のスタートアップエコシステムの更なる強化を図ることを目的とし、J-Startupプログラムを実施する。

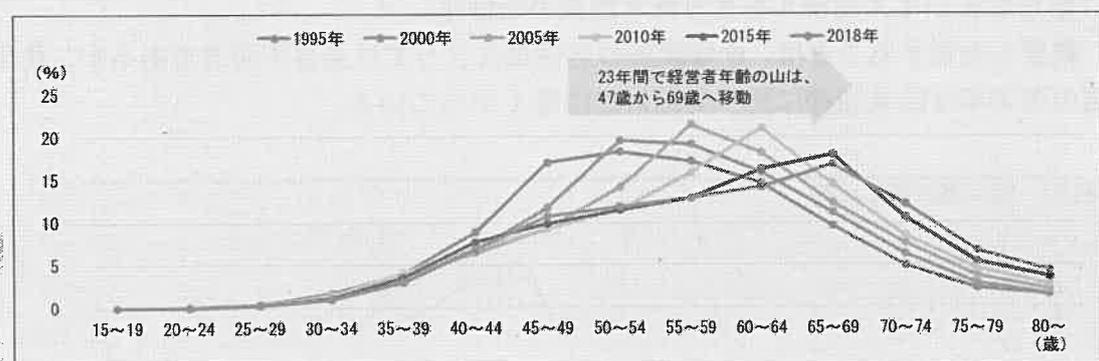
また、地域特性を活かした起業にチャレンジしたい、競争相手の少ない地方でビジネスチャンスを見出したいなど、「地方にこそ、チャンスがある」という思いで、地方に移住して起業する動きが見られる。この動きを後押しし、「起業するなら地方」という社会の実現に向けて、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を地方公共団体が行う場合に、地方創生推進交付金を活用してこの取組を支援する。

(円滑な事業承継を通じた地域企業の新たな成長)

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人見込まれるが、うち約半数の127万人の後継者がいまだ決まっていない状況にある。このように、経営者の高齢化や後継者不足が一層深刻化する中で、中小企業・小規模事業者が有する技術・ノウハウなどの経営資源や雇用を喪失させないためには、次世代への適切かつ円滑な事業承継が必要である。仮に、現状を放置し、中小企業の

廃業が急増すると、10年間の累計で650万人の雇用、22兆円分のGDPが失われる可能性があり、喫緊の課題となっている⁽¹⁸⁾。

図26 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



(出典) 中小企業庁「2019年版中小企業白書」

10年程度の集中実施期間で事業承継を強力に支援するため、親族内承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする事業承継税制について更なる活用促進を図るとともに、事業承継時の経営者保証解除に向けた取組を推し進め、あわせて各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域密着型で専門家派遣などの個者支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図る。また、事業承継後に行う設備投資等や生産性向上を目指す取組を支援するとともに、M&Aを含めたマッチング支援を強化する。なお、地域金融機関には、創業から事業の継続的な拡大、事業承継・第二創業などの地域企業の事業ステージに応じた伴走支援等が求められる。

また、事業の収益力はあるが、債務超過などの財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、「中小企業再生支援協議会」が窓口相談や金融機関との調整を含めた事業再生計画の策定支援や、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定支援、債権者調整等の支援を実施することにより、事業再生を促すとともに、関連する雇用を維持・確保する。

⑦地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与が求められる。

こうした観点から、地域企業等への経営改善、資金供給などの支援を行うため、地域金融機関等と連携し、ローカルベンチマーク等の活用や、リスク性資金の充実に向けた環境整備等を図る。特に、マーケット規模が十分でない地域での事業展開や未来技術などの新たなイノベーション創出においては、官民一体となったリスク

⁽¹⁸⁾ 経済産業省「中小企業・小規模事業者の生産性向上について」(平成29年10月)

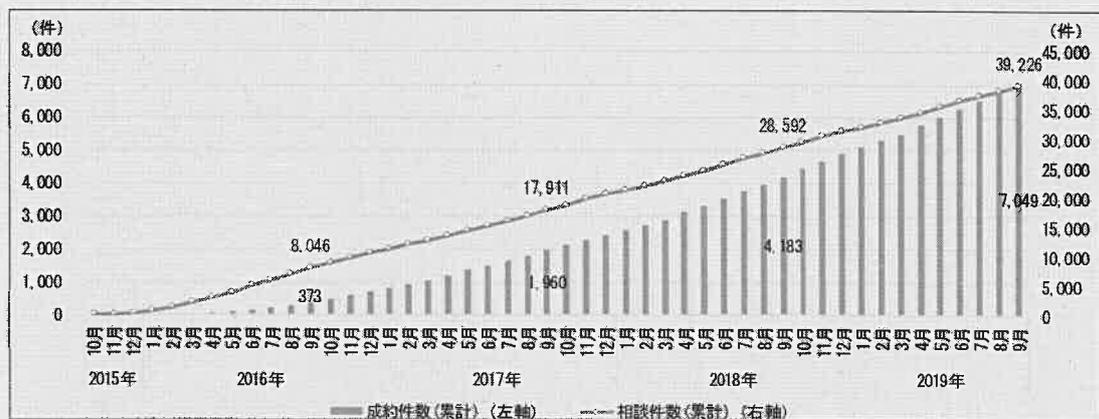
性資金の供給を推進する。また、銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を緩和する措置を行ったことを踏まえ、当該措置の地域金融機関における有効活用を図る。

また、地域経済の実態を踏まえた政策立案や地域企業の経営に資するため、RESASのデータ拡充やシステム改善等を行うことでユーザビリティを高めるなど、一層の利活用に向けた環境整備を図る。

（2）専門人材の確保・育成

地域企業が競争力を発揮し、成長を実現するには、経営戦略の策定と経営課題の抽出・洗い出し、その課題を解決できる人材の確保が必要である。このため、各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の設置を支援し、地域企業の「攻めの経営」への転換と、新たな経営戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材のマッチングを進めており、同拠点は、これまで約4万件の相談を受け、7,000件を超える地域企業における即戦力人材の採用を実現している。

図 27 成約件数と相談件数の推移



(出典) 内閣府「プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト」

他方、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえると、経営人材や即戦力となる専門人材の確保に向けて、地域金融機関や商工会議所等の経営支援機関との連携を強めるなど、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化することが必要である。とりわけ、地域金融機関は、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通していることから、その能力をより一層活用することが重要である。

このため、当面の3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集中的に実施する。具体的には、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が、人材ニーズを切り出し、職業紹介事業者との連携等により人材マッチングを実現し、企業の成長戦略を全面的にサポートする先導的・モデル的な事業への支援を行う。これにより、地域人材市場の育成とマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

あわせて、プロフェッショナル人材戦略拠点の体制・機能を抜本的に拡充する。具体的には、地域の幅広い企業に対して、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチング支援を行うため、同拠点の体制を倍増するとともに、地域を越える副業・兼業に伴う移動費について支援を行う。また、プロフェッショナル人材戦略拠点の全国事務局機能を強化し、東京圏などの大都市部の企業における副業・兼業に関する理解の増進や、フォーラムやセミナーの開催による働き手への情報提供等により、地域で活躍する人材の開拓を行うとともに、外部人材の受入れに十分な経験や知見を有していない地域企業の意識改革等を進める。

これらの取組を通じて、地域を支える幅広い中堅・中小企業や地域商社などの地域特性を活かした事業主体への人材展開を促進し、外部人材の地域での活躍と受入企業の成長を実現する。

1-2 安心して働ける環境の実現

(1) 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

(働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保)

多くの若者が大都市圏で就職している中、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面しており、特に、中小企業等において、担い手確保が喫緊の課題となっていることを踏まえると、地方において安心して働ける環境を整えることが重要である。

図 28 従業者数 299 人以下の企業の大卒予定者求人数・就職希望者数の推移

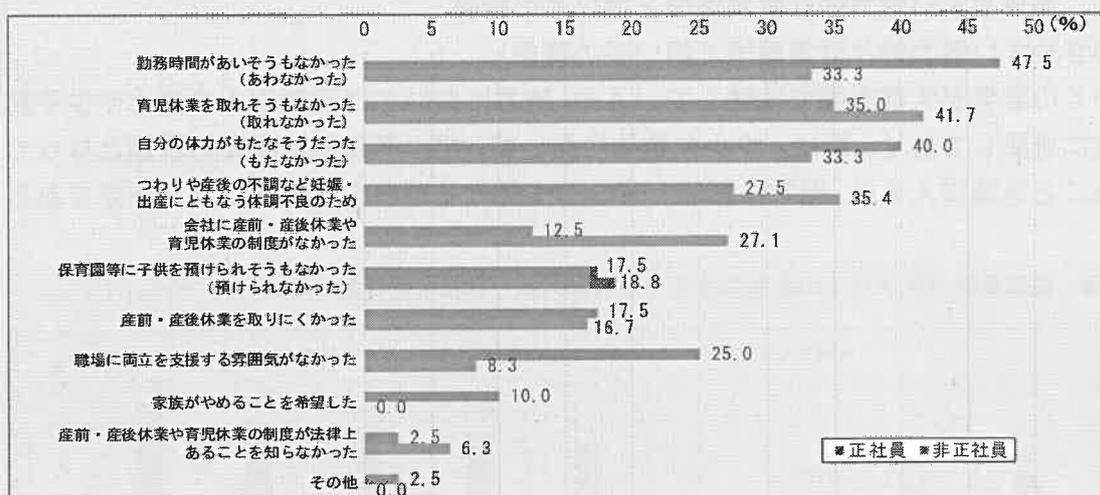


(出典) 中小企業庁「2019年版中小企業白書」、リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

このため、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化・待遇改善など職場の魅力向上に努める必要がある。

特に、近年、若者女性の東京圏への転入超過が増大している状況を踏まえると、地域において、女性にとってもやりがいのある仕事をつくり、その希望に応じて、仕事と家庭を両立し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが重要である。しかし、女性に家事、育児、介護などの負担がかかることが多く、意欲・能力があってもフルタイムでの労働参加が難しい場合もある。

図 29 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた理由



(出典) 厚生労働省「平成 28 年度 仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート調査結果」(複数回答)(2017 年)

(注) 「非正社員」は有期契約社員・職員、パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者・派遣社員。

また、地方出身の若者に東京で暮らし始めた目的や理由を調査⁽¹⁹⁾すると、若い女性は、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といった理由も挙げられており、地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性も考えられる。地域によっては「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような性別の役割分担意識が根強く残っているという意見もある。このような状況を踏まえると、地方における魅力的なしごとづくりにあわせ、地方における女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進める必要がある。

このため、女性活躍の取組の裾野を着実に広げるべく、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)の改正により、大企業、中堅企業に対して女性活躍に関する情報公表義務が適用されることにあわせ、企業、社会全体として、女性活躍を進めるための環境の整備を図る。特に、若い女性の転出超過を大きな課題として捉えている地域においては、若い女性の仕事や家庭に関する意向を把握し、若者の希望が地域づくりに反映されるよう、地方公共団体、地域社会及び企業が一体となって意識改革を行うことが重要である。

また、女性、高齢者、障害者など、誰もが活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、女性の就業促進や地域における若者向けの安定した雇用の場の確保を図るとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進や高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行う。さらに、地域の潜在的な担い手の活躍に資するよう、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の取組を促進する。その際、域内での担い手の掘り起こしに加え、地

⁽¹⁹⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京圏に転入した若年者の「働き方」に関する意識調査」(平成 27 年 10 月)

域が必要とする担い手を大都市圏で掘り起こし、地域での活躍を促すことにより、地域企業の担い手の確保・育成を図る。

(多様な働き方の実現)

地域においては、働き手不足が深刻な一方で、専門知識や経験を備え、働く意欲を有していてもライフスタイル等に関する様々な制約から希望どおりの働き方が出来ない人々も多数存在する。このような状況を踏まえ、労働者の満足度及び高い生産性の双方を実現していくような働き方や、副業・兼業等を含めた産業人材の流動化、女性・高齢者や無業者を含む全ての人の多様なライフスタイルや制約に応じた柔軟な働き方の実現等に取り組む必要がある。

このため、ワークスタイルとライフスタイルの多様化を踏まえながら、テレワーク等を推進する。また、プロフェッショナル人材戦略拠点を活用し、副業・兼業等も含めた受入側の企業ニーズの掘り起こしや、人材の供給側となり得る大企業等の理解の下、副業・兼業等を含めた多様な形態の人材の活用を図る。

【重要業績評価指標】

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

<考え方>

若者等が地方で就職したいと思える魅力あるしごとをつくるため、地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域を実現する。

■地方における若者を含めた就業者増加数

2024年までの6年間で100万人

1-2 安心して働ける環境の実現

<考え方>

地方で働き続けることができる魅力あるしごとをつくるため、安心して働ける環境を実現する。

■若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等⁽²⁰⁾の割合

全ての世代と同水準を維持（2024年度まで）

※現状：2018年 15～34歳の割合 95.9%

全ての世代の割合 95.4%

■女性（25～44歳）の就業率

82%（2025年）

※現状：76.5%（2018年）

⁽²⁰⁾ 自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

【基本目標2】

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

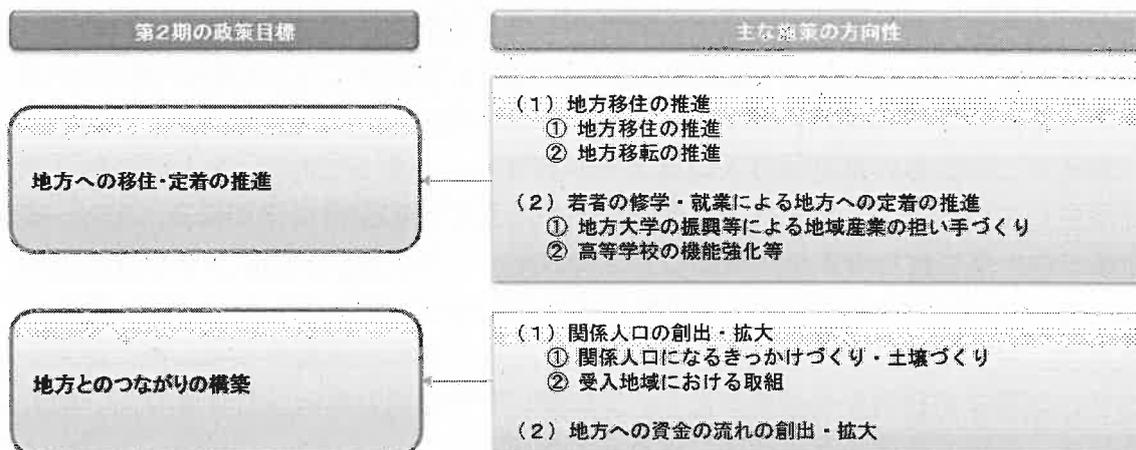
全国的な景気回復が続く中で、東京圏への一極集中の傾向は継続しており、2018年には13万6千人の東京圏への転入超過を記録した。転入超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会を捉えて東京圏に集まってきているものと考えられる。

東京圏への一極集中の是正に向けて、地方へのひとの流れをつくるため、「地方にこそ、チャンスがある」といった若者等の夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを支援し、地方を訪れ、住み続けたいという希望の実現に取り組む。

また、地方から東京圏へ人口が流出していることの要因の1つとして、地方に魅力あるしごとが不足していることに加え、ニーズに合った高等教育機関が不足していることも考えられる。このため、魅力ある学びの場をつくることで、地方への若者の定着を促進する。

さらに、地方への移住・定着を促進するためには、第1期で取り組んできた地方移住を直接促進する施策を引き続き展開するだけでなく、将来的な移住にもつながるよう、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくることが重要である。

このため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による地方への寄附・投資等により地方創生の取組への積極的な関与を促すなど、地方への資金の流れの創出・拡大を図る。



2-1 地方への移住・定着の推進

(1) 地方移住の推進

① 地方移住の推進

地方へのひとの流れをつくり、東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を的確に捉え、地方移住の動きを後押しすることが必要である。

このため、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組について地方創生推進交付金を活用して支援する。あわせて、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングや、当該中小企業等への就業に伴う移住への支援を行う地方公共団体の取組についても支援する。これらの取組を支援する地方創生移住支援事業等について、実施状況を踏まえつつ、地域に根差した企業への就業等が促進されるよう運用の弾力化等を行う。また、任期終了後における地域おこし協力隊の定住・定着を図るため、受入れ・サポート体制の整備や、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継への支援等を行う。さらに、地方への移住に併せて就農を希望する者に対して、農地付き空き家の取得等を推進する。

様々なライフスタイルが志向される中で、就職においても、しごとを選ぶというだけでなく、しごとを含めた暮らしを選ぶという観点が重要になってきている。地方は、豊かな自然を享受しながら働く、地域のきずなの中で子育てを行うなど、豊かで多様なライフスタイルを送ることが可能であり、これを広く周知することが重要であるが、現状では、東京発の情報が多く、地方発の情報が十分ではない。こうしたことを踏まえ、東京圏在住者を中心に移住等への意向について調査を行い、ターゲットである潜在的移住希望者の属性や興味、関心を把握した上で、人々の価値観、生き方を捉え、効果的・戦略的に地方への関心を高めるための広報を行うとともに、東京における生活とのデータ比較に基づく地方の魅力を発信する。

加えて、2018年の東京圏の人口は3,658万3千人となっており、全人口の約3割が集中している上⁽²¹⁾、出生数でも全国に占める東京圏の割合は増加傾向にあり、東京生まれ・東京育ちの人々が増加してきている。このような人々の割合は今後も増加することが想定されるため、地方から東京圏に進学・就業等をきっかけに移住した人々に対するUターン支援のみならず、東京生まれ・東京育ちの人々に対するIターン支援を検討する必要がある。その際、子供の頃の農山漁村体験など、地方を知り、体験する機会を積極的に作る必要がある。

② 地方移転の推進

政府関係機関の地方移転について、「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基

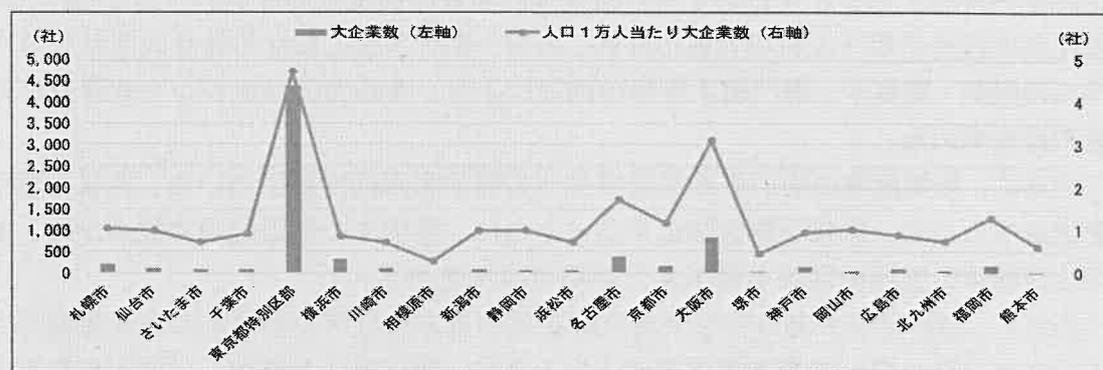
⁽²¹⁾ 総務省「人口推計（平成30年10月1日現在）」（平成31年4月12日）

づき、消費者庁の「消費者庁新未来創造戦略本部」の徳島県への2020年度中の恒常的設置や2021年度中を目途とする文化庁の全面的な移転など、取組を着実に進めてきている。

今後とも、中央省庁の地方移転の取組の推進等を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の移転の取組を進める。これらの取組の結果を踏まえ、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

また、東京は世界をリードする国際都市として発展していくことが重要である。一方で、過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題である。東京圏に本社を置く民間企業にとっても、地域への拠点展開を通じたBCP（事業継続計画）や多様な人材の確保等により持続可能な経営を進めることは、中長期的な経済合理性にも資すると考えられる。

図 30 東京 23 区及び各政令市における大企業数



(出典) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数等(2016年6月時点)の集計結果」

東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく。その際、地方拠点強化税制について地方創生推進交付金との連携を含め活用を推進するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による低利融資制度といった関係施策により、総合的に対応していく。

さらに、近年、情報通信技術の発達に伴い、時間と場所を有効に活用する柔軟な働き方であるテレワークが可能になってきており、地方にサテライトオフィスを開設する動きも生まれてきている。このような動きは、就業者にとっても地方の豊かな自然環境・生活環境を享受しながら、やりがいがあり、魅力的なしごとを行うことができるだけでなく、企業にとってもBCPの観点等で有効であることから、これを促すことが重要である。

都市から地方への新たな「ひと」の流れや地元企業・人材と連携した地域ビジネスの展開に結びつけるため、サテライトオフィス開設・誘致を加速する。

(2) 若者の修学・就業による地方への定着の推進

①地方大学の振興等による地域産業の担い手づくり

近年、地方大学の定員充足率が高まる傾向にある中で、地方大学等への進学、地元企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るためには、魅力ある学びの場をつくとともに、地域の中核的産業の振興と、これを担う実践的な専門人材の育成を推進することが重要である。

このため、地方公共団体、大学、産業界等の連携により先端的な研究開発や専門人材育成等を行う優れた取組について、地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援を行い、「キラリと光る地方大学」を核とした産業振興・若者雇用の促進の取組等を進めるとともに、東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置を推進するため、地方公共団体と大学とのマッチングに取り組む。

また、産官学の連携体制を構築し、地域の知の拠点としての大学が地域のニーズを踏まえた実践的なプログラムを構築・実施することにより、地域産業を担うあらゆる世代の人材育成機関としての機能を強化していく。あわせて、実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校的高度化等を進めるとともに、地域産業の振興を担う人材の育成のため、大学・専門学校における社会人向けプログラムの開発・実施や、専門職大学等の開設により、実践的なリカレント教育及び職業教育を進める。

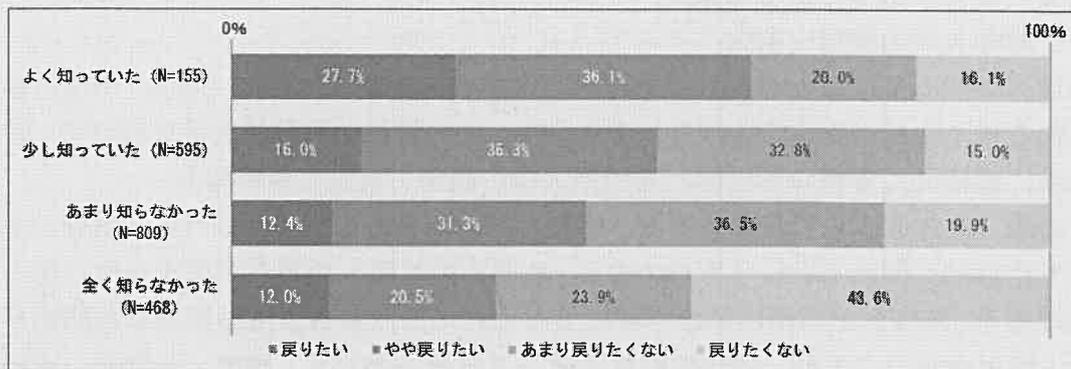
さらに、地域産業の担い手となる学生への奨学金返還支援について、更なる活用を推進するため、広報活動を強化するとともに、奨学生の負担軽減の観点から、地方公共団体の支援内容等を踏まえた運用の改善を図る。

加えて、海外経験のある学生や東京圏在住の地方出身学生を対象に地元企業でのインターンシップへの参加を促進するとともに、関係省庁が協力し、地元企業等に対する周知・連携促進を図る。

②高等学校の機能強化等

出身市町村へ親しみを持つ者、高校時代までの間に地元企業を知っていた者は、将来的に出身市町村へのUターンを希望する割合が高い傾向にあるなど、自らの地域を知ることが、将来的なUターン、そして、地域の将来を支える人材の確保につながる可能性がある。小学校・中学校・高等学校では、関係する各教科等において地域に関する内容が実施されているほか、総合的な学習の時間においても、「地域の人々の暮らし」や「伝統と文化」をテーマとした取組も行われている。このように、小学校・中学校・高等学校において、各教科等の学習を通じて、地域の産業や文化等への理解を深める「ふるさと教育」等により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

図 31 出身市町村へのUターン希望-高校時代までの地元企業の認知程度別-



(出典) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「UIJターンの促進・支援と地方の活性化—若年期の地域移動に関する調査結果—」(2016年)

これに加え、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成に向けて、高等学校の段階で地域を知り、親しむ機会を創出することが重要である。

このため、地域と高等学校の協働によるコンソーシアムの構築や、地域と高等学校をつなぐコーディネーターの配置・活用、キャリア教育、RESASを用いた地域学習など、地域と高等学校が連携・協働して、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組等を推進する。あわせて、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりを支援し、高校生が他の地域の高校で学ぶ「地域留学」を推進する。また、地域経済の活性化を担う人材を養成する農業高校、工業高校、商業高校などの専門高校等においては、地方公共団体や産業界、大学等との連携・協働による実践的な職業教育を推進するとともに、実験・実習に必要な産業教育施設・設備の充実を図り、質の高い専門的な教育を推進する。

若者が地方の魅力を知る機会が少ないことにより、東京での進学、就職を選択していることも東京圏への一極集中の要因の1つであると考えられる。このため、中高生等の早い段階から職業意識の形成を図り、地元で暮らすことの魅力や地元企業の魅力等が若者に浸透するよう地域社会全体で取組を推進する。

2-2 地方とのつながりの構築

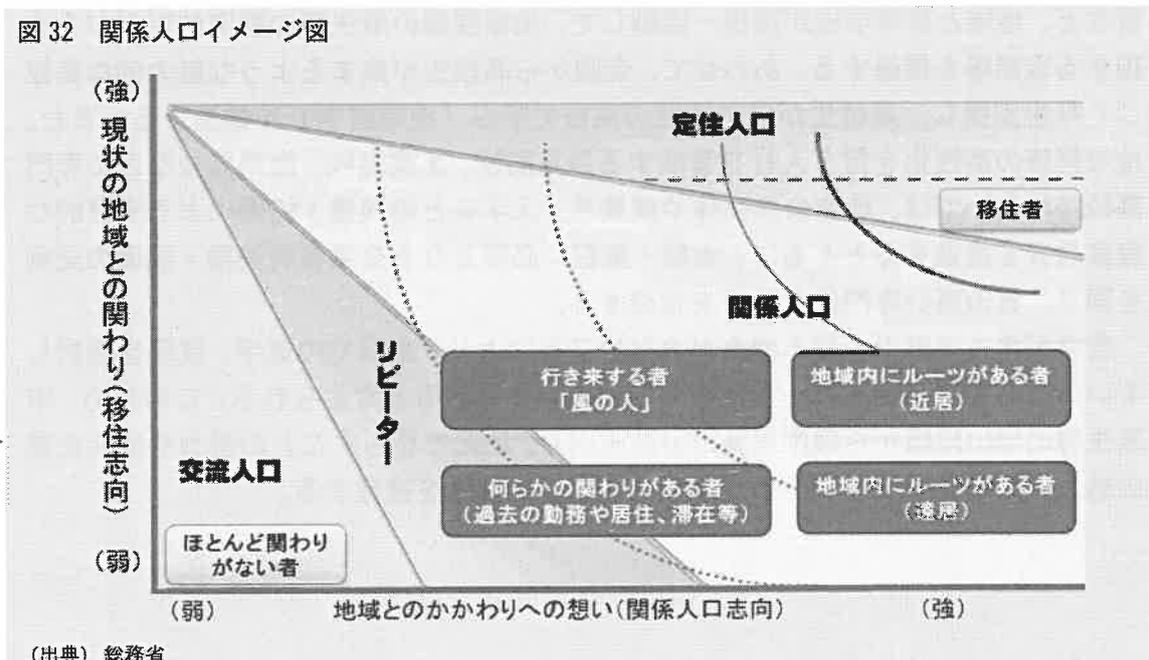
(1) 関係人口の創出・拡大

地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁（関係）が地方移住を決めるきっかけとなることが多いことから、地方移住の裾野拡大等に向けて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組む。

その際、地方の暮らしを体験する、地方と都会の暮らしを使い分ける、ボランティア等で定期的に関わるというだけでなく、地域での就業への関心が高まりつつあることを踏まえ、東京などの都市部の人材による地方における事業活動を通じた関わりを拡大・深化させることや、近年の就業形態の多様化を踏まえ、副業・兼業という形で都市部の人材の知識・知見を複数の地域で広く共有・活用する等、関係人口は地域ごと、人材ごとに多様な形態があるものと捉えることが重要である。

継続的な関心や交流を通じ、様々な形で地域を支える人々を受け入れることは、地域を支える担い手の確保そのものであると捉える必要がある。このため、関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口になるきっかけづくり・土壌づくりと、受入地域における取組の両面から進める。

図 32 関係人口イメージ図



① 関係人口になるきっかけづくり・土壌づくり

地域においては、関係人口を創出・拡大したいと考えてもどのように関わりを作っていくらよいか、どのように人を取り込んでいくらよいかなど、不明なことも多いと考えられる。このため、関係人口を受け入れる地域においてどのような対応が必要かをアドバイスしたり、都市住民等と地域のニーズをマッチングしたりす

るなどの活動を行う、意志ある担い手による民間主体の中間支援組織等を育成・支援する。

また、個別の関係人口分野については、個人が地方の暮らしを体験する取組を進めるため、農泊、子供の農山漁村体験、地域留学等を進める。農泊については、推進体制構築、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した宿泊施設整備など、ハード・ソフト対策を一体的に支援する。また、子供の農山漁村体験については、送り側（学校等）への活動支援や情報提供、受入側（農山漁村）の体験プログラムの開発などの受入体制整備への支援を行うなど、送り側、受入側双方への体系的・総合的な支援を関係省庁が連携して行う。地域留学については、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりを支援する。

民間企業で働く人材の関係人口の創出・拡大に向けた取組を進めるため、常勤雇用のマッチングに加え、地方における副業・兼業などの多様な形態でのマッチングを行う。このため、プロフェッショナル人材戦略拠点の全国レベル・地方レベルの体制を強化するとともに、地方での副業・兼業等に伴う移動費の負担軽減を図る。

また、二地域居住を進めるため、空き家バンクによるマッチング等を通じた既存住宅の流通促進を図る。

②受入地域における取組

関係人口については、具体的な情報や体制について地域によって濃淡の差が大きいことから、まずは市町村において移住に加えて、関係人口の相談窓口を設け、伝統行事への参加を呼び掛けるなどの情報発信や具体の活動につなぐコーディネート等を進めることが重要である。一定程度取組が進んだ地域においては、継続的にきめ細かく対応していくために行政の外にこのような機能を設けることも有用であると考えられる。このような相談体制の構築のために必要な支援を行う。

また、関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出するための地方公共団体の取組を支援し、関係人口の取組の深化と横展開を推進する。

さらに、現場レベルの取組だけでなく、地方公共団体が本気で取り組んでいる姿勢を示すために、関係人口の取組が一過性のものにならず、継続して豊かな関係性を育ていけるようトップマネジメントによる支援体制、例えば、副市長等がCKO（チーフ関係人口オフィサー）と称して率先して取り組む体制の構築等も有用であると考えられる。

（2）地方への資金の流れの創出・拡大

地方での企業活動を通じた関係人口の創出・拡大とあいまって、地方への企業の寄附等によって地域とのつながりを強化することが重要である。企業版ふるさと納税によって、資金の流れにとどまらず、地方にしごとが作られ、その結果、ひとの流れが新しく作られることも期待される。こういった観点からも、企業版ふるさと納税について、企業と地方公共団体の双方にとってより使いやすい仕組みとなるよう、税額控

除割合の引上げや手続の簡素化など、大幅な見直しを実施する。あわせて、企業と地方公共団体のマッチング支援等との連携等を図ることにより、地方への資金の流れを飛躍的に高める。CSR や SDGs への関心の高まりを踏まえれば、企業が地方への寄附や人材派遣を通じてその価値を高め、活動に関わった企業人が個人として継続的に関係人口としてつながっていくことも期待される。

また、ふるさと納税についても、ふるさとやお世話になった地方公共団体に感謝や応援の気持ちを伝えることを通じて、個人と地域の連携を強化し、つながりを構築することが期待できる。このため、引き続き、ふるさと納税の積極的な活用を図る。

【重要業績評価指標】

2-1 地方への移住・定着の推進

<考え方>

地方に移住したい、修学・就業したいという希望をかなえるため、地方への移住・定着を推進する。

■UIJターンによる起業・就業者数

2024年までの6年間で6万人

■公立高等学校において、「ふるさと教育」などの取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置付けている設置者の割合

100% (2024年度)

■東京都外から東京都内の大学に入学した学生の割合

2019年度比で減少 (2024年度)

※現状：15.7% (2019年度)

2-2 地方とのつながりの構築

<考え方>

地方への新しいひとの流れをつくるため、地方に目を向け、地方とつながるひとや企業を増やし、地方とのつながりを構築する。

なお、関係人口については、地域が達成しようとする目的によって、その求める具体的な姿が地域ごとに異なることから、国においては、地方公共団体の自主性を尊重して統一的な指標を設定せず、関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数を把握する。

■関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数

1,000 団体 (2024 年度)

一方、関係人口の創出・拡大に実際に取り組む地方公共団体にあっては、以下の例のように、地域の実情に応じて、その達成すべき目的を明確にした上で、その達成に向けた計測可能な指標を設定することが適切である。その際、イベントの参加者数や開催数など取組数のみを指標として設定するのではなく、関係の深化などについても評価する仕組みを検討することが望ましい(例1、例2、例3)。さらには、関係人口の送り手側の地域と受入側の地域との課題の掛け合わせにより、双方の課題解決を目指す指標を設定することも考えられる。(例4)

(例1)

目的：人材不足に悩む地域内の中小企業の活力の向上

指標：副業・兼業人材を受け入れている地域内の中小企業の数 等

(例2)

目的：地域活動の担い手不足に悩む地域の活力の向上

指標：継続的に地域活動に関与してくれる人の数又は割合

地域で関係人口を受け入れる活動を行う人や機能の数 等

(例3)

目的：潜在的移住・定住者の増加

指標：関係人口に係る取組により、その地域へ誇りを持つ住民の増加割合 等

(例4)

目的：「送り手地域(都市部)における食育の推進」

と「受入地域(農村)における地域経済の活性化」

指標：「送り手地域における食育に関心がある市民の増加割合」

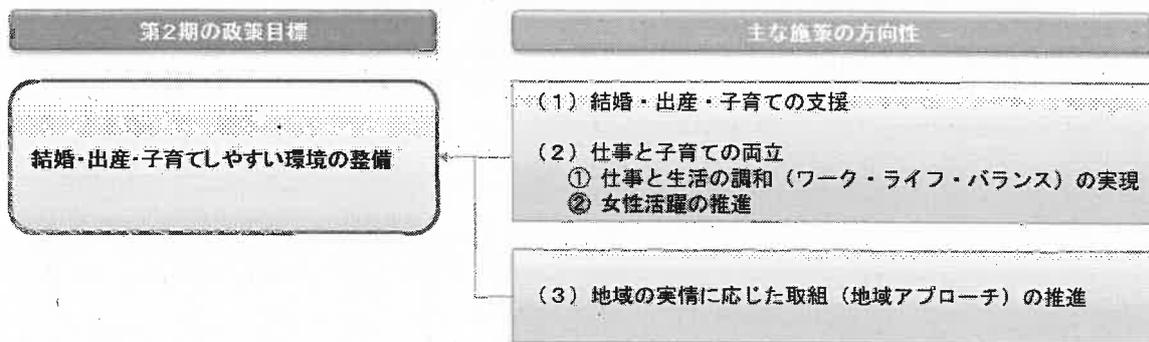
と「受入地域(圏域)における経済効果(農産物販売額等)」

【基本目標3】

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

我が国の出生数は減少が続いており、合計特殊出生率は、2018年時点で1.42となっている⁽²²⁾。少子化の進行は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っている。また、これらの要因は都市や地方など地域によって異なり、その結果として、出生率や関連する各種指標の状況に地域差が生じていると考えられる。

こうしたことを踏まえ、地域や企業など社会全体として、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、子ども・子育て本部等とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって実効性のある少子化対策を総合的に推進する。具体的には、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立に係る国全体の制度等の活用を促進することに加え、各地方公共団体における結婚の希望をかなえる取組、子育てのサポート体制、男女の働き方などの地域の実情に応じた少子化対策の取組を推進する。その際、地方創生と少子化対策の関係部局が一体的に施策の企画・立案、実行を進めるよう、地方公共団体に対して促していく。

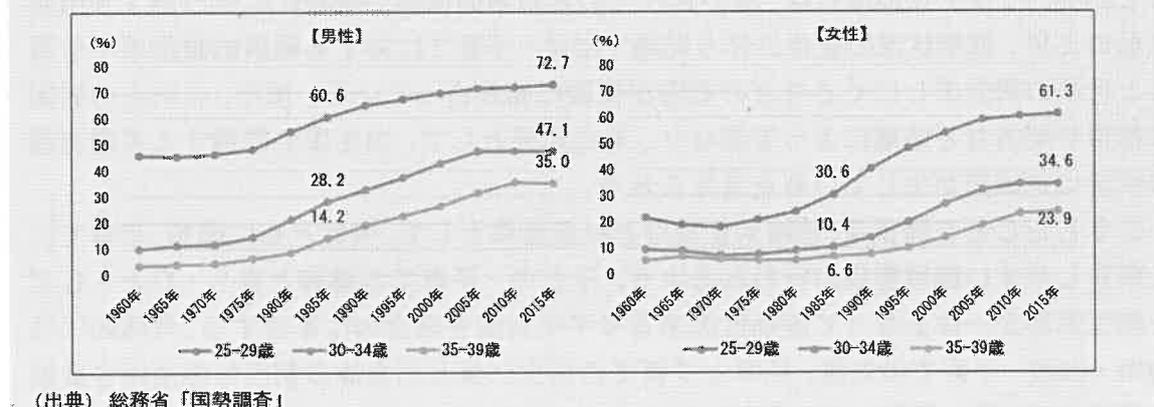


⁽²²⁾ 厚生労働省「平成30年（2018）人口動態統計（確定数）」（2019年11月28日公表）

3-1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

未婚率を年齢(5歳階級)別に見ると、男女ともに未婚率は上昇傾向が続いており、特に若い世代での未婚率が増加している。

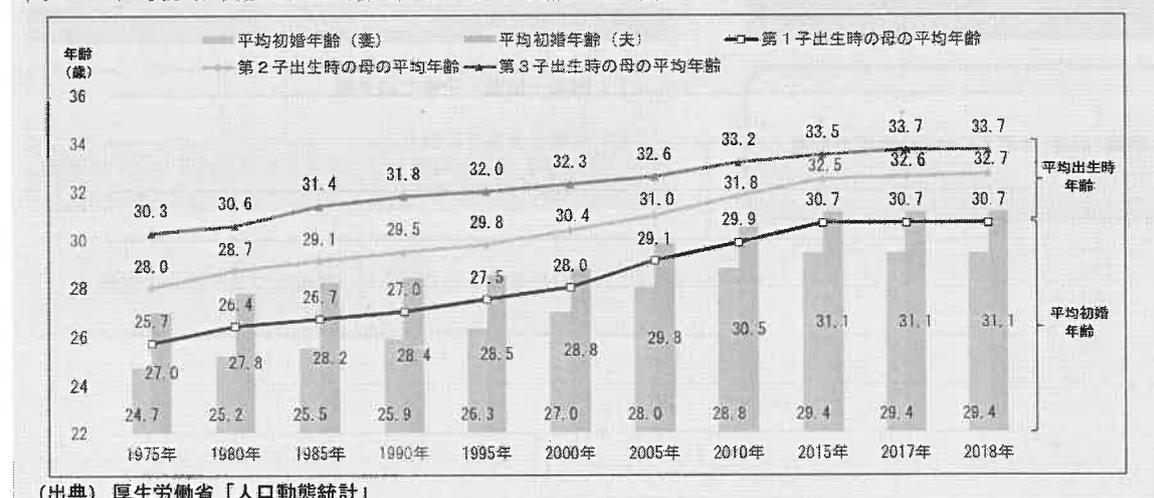
図 33 年齢(5歳階級)別未婚率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

平均初婚年齢は、長期的に見ると夫、妻ともに上昇を続けており、晩婚化が進行している。また、出生時の母親の平均年齢を出生順位別に見ても、第1子から第3子いずれも上昇傾向が続いている。

図 34 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移(図 19 再掲)



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

結婚するためには経済的な余裕が必要であると考える割合は大きく⁽²³⁾、結婚後、理想の子供数を持たない理由としても、子育てや教育に対する費用負担を挙げる人の割合が大きい⁽²⁴⁾。こうした経済的負担感を持つ要因の1つとして、就業状況の変化が挙げられる。非正規雇用割合は大きくなっており⁽²⁵⁾、20~30歳代の所得分布も20年間で低所得層にシフトしている⁽²⁶⁾。

(23) 内閣府「少子化社会対策に関する意識調査(2019)」

(24) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)(2015年)」

(25) 総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

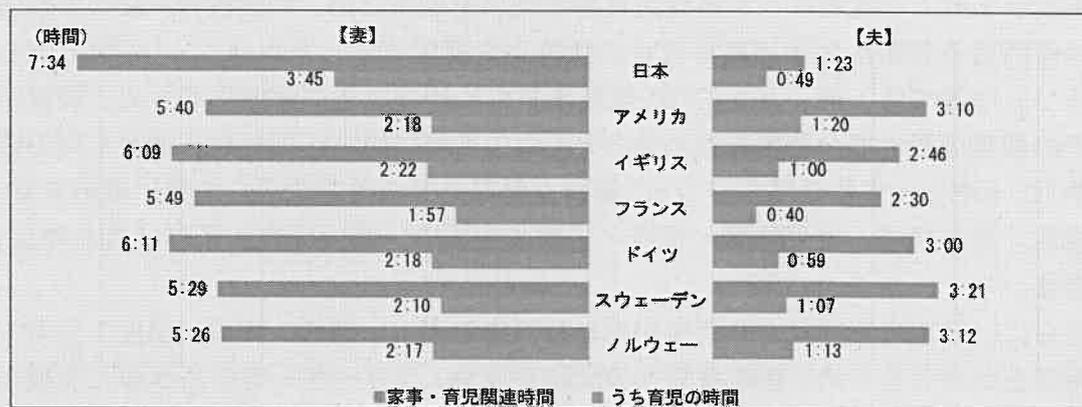
(26) 総務省「就業構造基本調査」

子育てと仕事の両立の状況を見ると、生産年齢人口における女性就業率の上昇は著しく、「M字カーブ」も以前に比べて浅くなっている⁽²⁷⁾。一方、就業を希望しているに関わらず「出産・育児のため」に現在求職していない状況もある⁽²⁸⁾。

また、女性の第1子出産前後の就業継続割合は上昇傾向にあるものの、末子妊娠・出産を機に退職した理由として、仕事と育児の両立の難しさを挙げる女性も一定数存在する⁽²⁹⁾。

一方、男性の家庭や子育てへの参画状況を見ると、男性の家事・育児関連時間は先進国の中で見ても少ない水準であり⁽³⁰⁾、約8割の男性が家事を行っておらず、約7割の男性が育児を行っていないという現状がある⁽³¹⁾。

図 35 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）



(出典) 内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」

また、男性の育児休業取得率は長期的には上昇傾向にあるものの、現状では6.16%にとどまっている⁽³²⁾。こうした背景には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような性別役割分担意識だけでなく、長時間労働や育児休業を取得しづらい職場の雰囲気等があると考えられる。男性の長時間労働の状況は年々改善傾向にあるものの、他国と比較すると依然として長い状況にある⁽³³⁾。また、育児休業を取得できなかった理由には、会社における育児休業制度の未整備や業務繁忙による職場での人手不足、職場での育児休業の取得のしにくさなどが挙げられている⁽³⁴⁾。

加えて、地域の中で子育ての悩みを相談できる人、子どもを預けられる人がいないなど、地域のつながりが希薄化することによって、子育ての孤立感・負担感が増しているともされている⁽³⁵⁾。

(27) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年版」

(28) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年版」

(29) 内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」

(30) 内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」

(31) 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

(32) 厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査(確報)」(2019年7月30日公表)

(33) 総務省「労働力調査」、労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

(34) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(平成31年2月)

(35) 厚生労働省「(資料2) 妊産婦にかかる保健・医療の現状と関連施策」(第1回 妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会(平成31年2月15日))

このように、少子化の進行は様々な要因が絡み合っており、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要である。

(1) 結婚・出産・子育ての支援

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の整備を図る。また、安全に、かつ安心して妊娠・出産できる環境を実現するため、産科医のいない医療圏の解消や産科医の育成・増加に取り組むなど、地域における周産期医療体制の確保を図る。

また、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化や低所得者世帯に対する高等教育の無償化を実施する。あわせて、「子育て安心プラン」に基づき、遅くとも2020年度末までに待機児童を解消するため、保育所などの保育の受け皿の整備を進めるとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保や「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士等の処遇改善を着実に実施する。今後も、引き続き、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。

さらに、雇用の不安定さや所得が低い状況を改善し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるため、新卒者等への就職支援や、フリーター等の正社員化支援などの若者・非正規雇用対策等を推進し、若い世代の経済的基盤の安定に取り組む。

加えて、結婚支援センター、マッチングシステムの運営、結婚支援ボランティアの育成・ネットワーク化など結婚の希望をかなえる取組や、中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー、乳幼児との触れ合い体験の実施、男性の家事育児参画促進セミナーの開催など子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る地方公共団体の取組を支援する。

(2) 仕事と子育ての両立

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成などあらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育て環境を改善する必要がある。具体的には、育児等と仕事が両立できる職場環境づくりに取り組む事業主への支援を行うとともに、男性の育児休業取得の促進等に取り組む。また、働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制等の円滑な履行や、企業への働きかけなどを通じた長時間労働の見直し、テレワークの導入等による時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業の公共調達における受注の機会の増大などにも取り組んでいく。

②女性活躍の推進

子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産、育児に取り組む環境を実現するためには、将来のキャリアパスも見通しながら、女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現することが必要である。

このため、女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大することを踏まえ、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、その内容の周知や企業向け相談窓口の整備等を行う。あわせて、地域に女性活躍の取組の裾野が広がる機会を捉えて、えるぼし認定⁽³⁶⁾や新たに創設する特例認定制度（プラチナえるぼし）⁽³⁷⁾の周知・取組促進を図ることにより、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を支援する。また、企業における女性活躍推進のための取組や女性管理職の育成、多様な課題・困難を抱える女性への支援など、多様な主体による連携体制の構築の下、地方公共団体が行う地域の実情に応じた女性活躍の取組を、地域女性活躍推進交付金等により支援する。

(3) 地域の実情に応じた取組（地域アプローチ）の推進

出生率や、長時間労働や通勤時間など出生率に関連の深い各種指標の状況は地域によって大きく異なっており、その要因や課題等は多くの分野にまたがっていると考えられる。

このため、各地方公共団体が、結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策の推進など、各地方公共団体における地域の実情を踏まえた取組を促進する。

具体的には、各地方公共団体において、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちのにぎわいなどの要素による地域特性の見える化等を通じて、具体的な取組を分野横断的に検討するための「少子化対策地域評価ツール」を整備し、活用を促進する。その際、「少子化対策地域評価ツール」も活用しつつ、従前から推進してきた地域働き方改革を、子育て世代を応援するという視点で更に強力に推進するとともに、子育て世代の安心感や多世代にとっての暮らしやすさにつながるコミュニティづくりなどの「地域コミュニティによる支え合い」、多様な機能の導入等を通じた住宅団地再生やサテライトオフィス、コワーキングスペースの整備等による「職住育近接のまちづくり」、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こしによる「地域の潜在的な人材の活躍」など、子育て世代に魅力あるまちづくりの視点での取組を推進する。

⁽³⁶⁾ 女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

⁽³⁷⁾ えるぼし認定よりも水準の高い認定基準を満たした場合に受けられる認定。

【重要業績評価指標】

3-1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

<考え方>

結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、結婚・出産・子育てがしやすい環境を整備する。

■ **第1子出産前後の女性の継続就業率**

70% (2025年)

※現状：53.1% (2015年)

■ **結婚希望実績指標⁽³⁸⁾**

80% (2025年)

※現状：68% (2015年)

■ **夫婦子ども数予定実績指標⁽³⁹⁾**

95% (2025年)

(若い世代⁽⁴⁰⁾：80% (2025年))

※現状：93% (若い世代：77%) (2015年)

⁽³⁸⁾ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）（B）」の比率（ $=B/A$ ）を算出。

⁽³⁹⁾ 夫婦の平均予定子供数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数）の比率。

⁽⁴⁰⁾ 結婚持続期間5～9年の夫婦の平均予定子供数（当該夫婦が調査対象であった期間の結婚持続期間0～4年及び5～9年夫婦の平均）に対する平均出生子供数（結婚持続期間5～9年の夫婦の子供数）の比率。

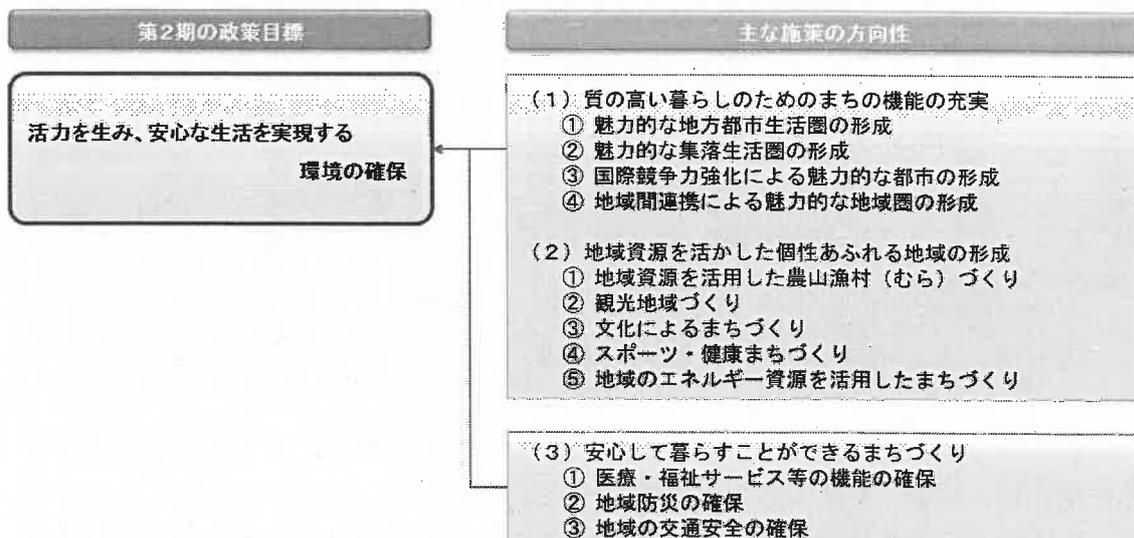
【基本目標 4】

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要がある。

このため、コンパクト・プラス・ネットワークや、地域交通の維持・確保を進めるとともに、既存の公共施設・不動産等のストックを最大限活用するなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツ、地域エネルギーなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図る。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全の確保を図る。



4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

①魅力的な地方都市生活圏の形成

(コンパクト・プラス・ネットワーク等の推進)

地方においては、これまで、人口の増加に伴い市街地が郊外へ拡散してきたが、多くの県庁所在地において、過去と比較してDID⁽⁴¹⁾面積が拡大し、人口密度が低くなっている。今後は人口減少により、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になる可能性があることから、こうした課題に対応して都市機能を維持する必要がある。

図 36 県庁所在地の DID 面積・人口密度 (1970 年と 2015 年の比較)

| 道府県庁所在地名 | 2015年DID面積 (km ²) | 対1970年比 | 2015年DID人口密度 (人/km ²) | 対1970年比 | 道府県庁所在地名 | 2015年DID面積 (km ²) | 対1970年比 | 2015年DID人口密度 (人/km ²) | 対1970年比 |
|----------|-------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|----------|-------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 札幌市 | 235.5 | 257% | 8,064 | 86% | 大津市 | 38.9 | 314% | 6,909 | 92% |
| 青森市 | 40.3 | 233% | 5,578 | 59% | 京都市 | 143.6 | 141% | 9,797 | 77% |
| 盛岡市 | 41.9 | 224% | 5,658 | 73% | 大阪市 | 224.2 | 110% | 12,099 | 82% |
| 仙台市 | 149.1 | 281% | 6,720 | 78% | 神戸市 | 157.9 | 211% | 9,141 | 59% |
| 秋田市 | 54.8 | 229% | 4,576 | 70% | 奈良市 | 45.7 | 218% | 6,743 | 98% |
| 山形市 | 33.0 | 219% | 5,481 | 71% | 和歌山市 | 63.1 | 187% | 4,371 | 58% |
| 福島市 | 40.0 | 256% | 4,800 | 78% | 鳥取市 | 19.0 | 257% | 5,295 | 86% |
| 水戸市 | 34.7 | 251% | 4,969 | 74% | 松江市 | 21.7 | 213% | 4,867 | 73% |
| 宇都宮市 | 71.5 | 271% | 5,396 | 76% | 岡山市 | 81.8 | 303% | 6,027 | 74% |
| 前橋市 | 46.0 | 271% | 4,274 | 60% | 広島市 | 134.0 | 210% | 7,670 | 81% |
| さいたま市 | 117.2 | 218% | 9,943 | 114% | 山口市 | 22.9 | 294% | 4,345 | 69% |
| 千葉市 | 121.8 | 251% | 7,259 | 97% | 徳島市 | 38.6 | 204% | 4,827 | 65% |
| 横浜市 | 349.3 | 170% | 10,393 | 111% | 高松市 | 41.0 | 158% | 5,188 | 79% |
| 新潟市 | 104.2 | 233% | 5,671 | 71% | 松山市 | 68.7 | 301% | 6,253 | 75% |
| 富山市 | 57.9 | 219% | 4,074 | 68% | 高知市 | 44.4 | 213% | 6,122 | 70% |
| 金沢市 | 63.2 | 253% | 6,131 | 61% | 福岡市 | 154.4 | 188% | 9,631 | 110% |
| 福井市 | 36.4 | 284% | 4,874 | 54% | 佐賀市 | 27.5 | 233% | 5,064 | 70% |
| 甲府市 | 32.3 | 191% | 4,772 | 59% | 長崎市 | 44.7 | 149% | 7,028 | 63% |
| 長野市 | 48.9 | 246% | 5,232 | 77% | 熊本市 | 88.8 | 213% | 6,622 | 79% |
| 岐阜市 | 55.0 | 195% | 5,211 | 56% | 大分市 | 70.5 | 319% | 4,865 | 75% |
| 静岡市 | 103.9 | 168% | 5,982 | 74% | 宮崎市 | 50.6 | 303% | 5,499 | 79% |
| 名古屋市 | 279.2 | 146% | 8,060 | 83% | 鹿児島市 | 74.6 | 230% | 6,469 | 68% |
| 津市 | 30.5 | 191% | 4,381 | 75% | 那覇市 | 38.4 | 151% | 8,285 | 83% |

(資料) 平成 29 年国勢調査 (総務省)、平成 29 年 (2017 年)「リサーチ・メモ 県庁所在地の平均人口と DID 面積の推移にみる市街地の拡散について」((一財)土地総合研究所)を基に内閣府作成。

(注) 【2015 年 DID 面積 (km²) の「対 1970 年比」】 250%以上: 濃い青、200%~250%未満: 薄い青
 【2015 年 DID 人口密度 (人/km²)】 4,000 人台: 濃い橙、5,000 人台: 薄い橙
 【2015 年 DID 人口密度 (人/km²) の「対 1970 年比」】 70%未満: 濃い緑、70%台: 薄い緑

このような状況を踏まえ、ひとが集う、安心して暮らすことができる地域をつくるためには、経済・生活に必要な機能を一定の地域にコンパクトに集約するとともに、各地域を交通や情報通信のネットワークで結ぶことにより、都市機能や日常生活サービス機能等を維持し、継続的に提供できるようにすることが重要である。

このため、居住者が健康で快適な生活を送ることができる持続可能な地方都市の実現に向け、医療・福祉・商業等の生活サービスや居住誘導による都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成を進める。その際、公共施設、公的不動産などの既存ストックについて、PPP・PFI 手法の導入により民間の知見・ノウハウを取り入れながら、有効活用を推進するとともに、空き地、空き店舗等の適正管理や有効活用等を推進する。また、まちににぎわいと活力を生み出し、魅力的な地域にするため、官民空間の修復・利活用等による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や、空き店舗等の遊休資産の再生・活用、中心市街地の再生等により、地域

(41) Densely Inhabited District の略。人口集中地区。

の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進する。なお、都市のコンパクト化を進める際には、それぞれの都市の人口規模や特性に応じた対応が必要である。例えば、拠点については、1つにまとめることを必ずしも意味するものではなく、合併等により中心地が複数形成された都市や規模の大きな地方都市であれば、多数の拠点を設けることが考えられる。

(地域交通の維持・確保)

地方部を中心に、高齢者運転の問題や、運転者不足の深刻化など、地域の足を巡る環境はますます厳しくなっているため、地域の暮らしに不可欠な地域公共交通サービスの確保・充実等を図る必要がある。

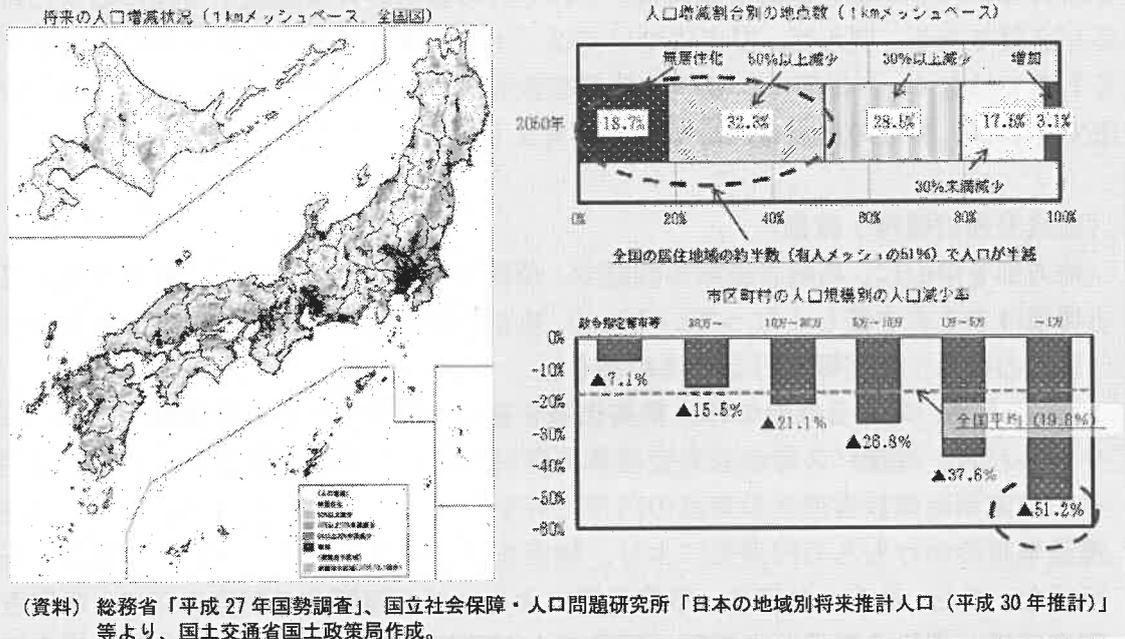
このため、地方公共団体の役割強化等を通じた輸送サービスの確保・充実、スクールバス、福祉バス等の公共交通事業者以外による地域の輸送サービスの活用や、自家用有償旅客運送の実施の円滑化等を図るとともに、旅客運送事業と貨物運送事業のかけもちの円滑化により、物流を含む輸送サービスの維持・確保に取り組む。また、地方公共団体、事業者等による地域の協議会の制度の下で、事業者間の連携・協働を円滑かつ柔軟に行うことが可能となるよう、地域交通に係る競争政策の見直しを図る。

②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

今後、2050年時点において全国の居住地域の約半数の地域で人口が50%以上減少することが見込まれており、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向がある。特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村に居住する人口は、約半分に減少する可能性がある。このような人口減少や高齢化が著しい地域においては、日常生活に必要な商店や給油所の撤退、耕作放棄地や空き家の増加、働き口の減少、さらにはコミュニティでの共同活動の継続が困難になるなど、住み慣れた地域で暮らし続けていく上で様々な課題が拡大してきていることから、必要な生活サービス機能を維持・確保し、あわせて、地域における仕事・収入を確保することが重要である。

このため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとともに、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を促進する。その際、「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるに当たっては、人口減少や高齢化を踏まえ、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワーク機能の強化、郵便局や農業協同組合など地域内外の多様な組織との連携を促進するとともに、関係人口の創出・拡大の取組と連携するなど、総合的かつ分野横断的な展開を図る。

図 37 人口の低密度化と地域的偏在の進行



また、人口の減少に伴って地域社会の活力の低下が懸念されている地域にあっては、行政と地域コミュニティや住民との円滑な意思疎通を確保する観点からも「小さな拠点」の形成やそれに伴う地域運営組織の形成が課題解決に大きく貢献することが期待され、実際に地方創生に大きな成果を上げている事例も生まれてきている。このような事例における構築プロセス等の具体的手法を共有し、他の地域への横展開を図る。

さらに、地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 (令和元年法律第 64 号) に基づく特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

③国際競争力強化による魅力的な都市の形成

地方経済のコアとなる都市は、その他の都市に比べ様々な機能やサービスが集積しているため、地方経済を牽引することにより、活力を維持・発展させるとともに、その高度な都市機能を周辺の都市・地域に提供する役割が期待される。しかし、東京圏への人口移動の状況を見ると、政令指定都市などの中枢中核都市から東京圏への転入超過が多く、その役割を十分に発揮できていない状況にある。

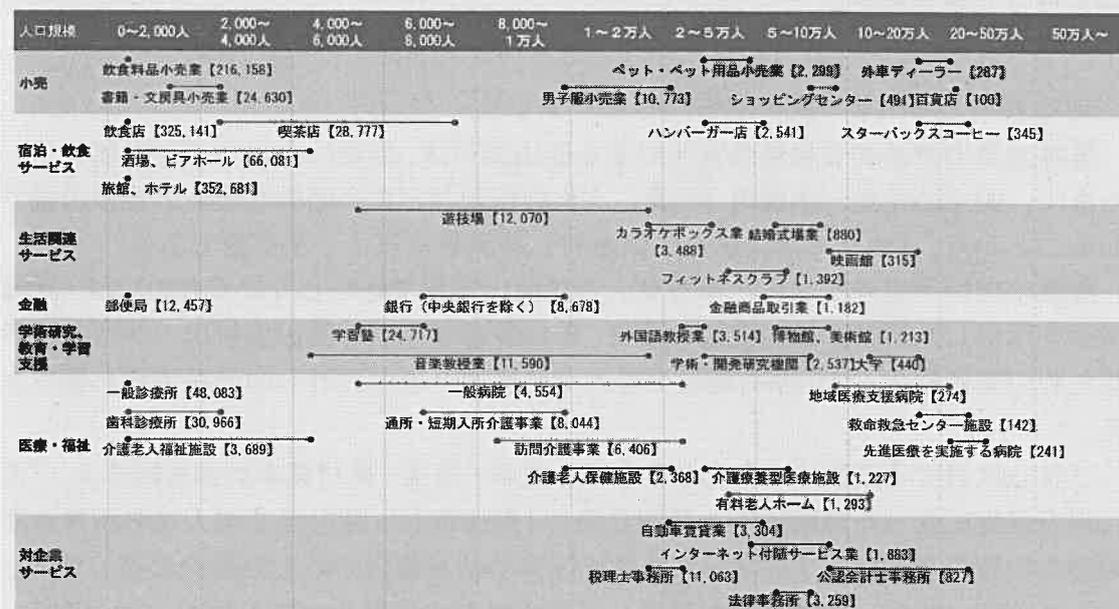
また、グローバル化が急速に進展する中で、我が国が世界レベルの競争力を保つことができるよう、民間投資の喚起を通じた都市再生の推進による都市の国際競争力の強化等に取り組み、世界と直結して成長し、国際都市として機能する都市の形成を進めることが必要である。

このため、地域の特性に応じて、魅力あるしごとを増やし人口流出を防止する、経済活動を活発化させる等、地域の活力の維持・発展を推進するため、中枢中核都市等への更なる投資の喚起を図る都市再生を力強く進めるとともに、関係省庁が連携して行うハンズオン支援等により機能強化を図る。その際、文化、自然などの地域の豊かな個性があふれる取組を推進するとともに、地方経済のコアとなる都市のみにとどまらず、周辺地域を含めた都市圏全体の発展につながるよう留意する。

④地域間連携による魅力的な地域圏の形成

都市機能を維持するためには、一定の人口規模や密度が必要であるが、今後は日本各地において、人口減少に伴い、医療・福祉・商業・娯楽などの生活サービス機能の維持が困難になり、地域活力が衰退することが懸念されている。

図 38 人口規模に応じて立地する可能性のあるサービス施設のイメージ（三大都市圏を除く）



(資料) 総務省「平成 21 年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成 24 年 10 月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成 24 年 10 月)」、日本救急医学会 HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会 HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW 各 HP、スターバックスコーヒージャパン資料を基に、国土交通省国土政策局が作成したものを加工して作成。

(注) 【 】内は全国(三大都市圏を除く)の施設数総数。

都市機能を維持するため、地域の経済団体等の参画を得ながら、広域連携や経済圏レベルでの連携など、地域の実情に応じた地域間の連携・協働を促進することが重要である。

また、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点として、全国各地で形成されている連携中枢都市圏や、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏について、取組の深化を図る。

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

地方都市において、多様な人々が訪れ、交流し、活力を生む「まち」をつくるためには、地域が誇る、特色ある農林水産品、観光資源、文化などの地域資源を最大限に活かして活性化を図り、地域の魅力を高めることが必要である。

特に、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を一過性のイベントとして終わらせず、各地域が特色ある「スポーツ・レガシー」⁽⁴²⁾の構築を進めることが重要であり、これにより新たな地方創生の活路を拓くものとする。

さらに、2025年に開幕する大阪・関西万博に向けて、日本各地の取組・魅力を世界に積極的に発信するとともに、地方大学と地域企業の連携によるライフサイエンスイノベーションの創出やIoTを活用した全世代が安心して暮らせる未来の街づくりなど、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する取組を通じて、地域の活性化等を図る。

①地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり

農林漁業の持続的な発展の基盤である農山漁村は、国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全、水源の涵養、文化の伝承などの多面的な機能の発揮の場であることから、「美しく活力ある農山漁村」を実現することが重要である。

農業の担い手以外も含めた多様な人々が農山漁村で暮らしていくためには、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、中山間地域も含め農山漁村に人が住み続けるための条件整備、農山漁村地域の魅力等の発揮と地域内外への発信等が必要である。

これらに対する施策を、今後見直される食料・農業・農村基本計画も踏まえ、「常に現場目線に立った実態調査と政策立案」、「農山漁村に住む全ての人々の所得と雇用機会の確保が基本」、「スマート農林水産業や新技術に対応した条件整備」、「自立性と持続性（SDGs）に着目した政策」、「農山漁村の活性化に取り組む人材の確保・育成」、「関係府省や地方公共団体、民間との連携」、「他分野との「組合せ」による農山漁村発のイノベーションの創出」の視点を持ちつつ、推進していく。

具体的には、農山漁村の地域資源を活かした農泊や農福連携、ジビエの利活用などの取組について農山漁村振興交付金等を活用し推進する。

②観光地域づくり

アジアを中心に訪日外国人旅行者数が近年急増している中で、観光は、旺盛なインバウンド需要の取り込み等によって交流人口を拡大させるとともに、観光を契機とする滞在が関係人口創出にもつながることから、地域を活性化させる原動力となるものである。観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、国内外からの観光客の地

⁽⁴²⁾ 各地域が「スポーツの持つ潜在的で多様な価値」を積極的に引き出して様々な社会課題の解決に取り組み、こうした社会課題の解決を含む様々なスポーツ関連領域で活躍する優秀な人材の継続的な育成・輩出を目指すこと。

方への流れを戦略的に創出し、観光の力を活用して地方創生を実現していくためには、地域の活性化につなげることを意識しながら、文化や自然などの地域の個性を活かした魅力ある持続可能で高付加価値な観光地域づくりを進めるとともに、その地域の魅力を効果的に発信することが重要である。

このため、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者を巻き込みつつ、地域で策定した戦略に基づき、コンテンツづくりや受入環境整備などの着地整備に戦略的に取り組むことができる観光地域づくり法人の育成を図る。また、文化資源や国立公園など、多様な地域の資源を活かしたコンテンツづくり等を推進するとともに、これらの戦略的な訪日プロモーションを実施する。

さらに、観光と宿泊が一体となった流れをつくり、滞在中の消費喚起を促進し、域内消費額の拡大を図るとともに、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、キャッシュレス対応、多言語対応や無料Wi-Fi整備などの受入環境整備を推進する。

③文化によるまちづくり

我が国には全国各地に多様で豊かな文化が息づいている。地域ごとの特色ある文化は、地域の活力を生むものであり、文化の力を活かした地域活性化を図るとともに、海外からの観光客の増加も見据え、国内外に発信していくことが重要である。また、人々が地域の中で心豊かな生活を送るために文化は欠かせないものであり、文化に親しむ機会を充実させることも重要である。

このため、文化やアートを各地域の未来の核と位置付け、「日本博」をはじめとする文化プログラムの全国展開を通じた日本文化の魅力発信、良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりの推進、まちなみ・施設整備などと連携した文化財の保存・活用の促進、「日本遺産」をはじめとした文化財の地域資源としての磨き上げ、VRなどの先端技術を駆使した文化財の魅力発信等により好循環の創出を図るほか、これらの取組の前提となる文化財に関する防火対策の強化、デジタルアーカイブ化や防災対策の促進を行うとともに、地域の美術館・博物館、劇場・音楽堂や国立文化施設の機能強化等を実施する。

④スポーツ・健康まちづくり

「スポーツ・レガシー」をスポーツ・健康まちづくりにつなげるためには、スポーツを活用した経済・社会の活性化、スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進、自然と身体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換の3つの視点が考えられる。この3つの視点を軸にしつつ、アーバンスポーツなど新たな動きや民間スポーツ施設の公共的利用の可能性も視野に入れ、地域でのスポーツツーリズムの推進、集客力を有するスタジアム・アリーナなどの施設の有効活用等を進めるとともに、誰もがスポーツに親しみ、健康増進が期待できるまちの実現等に向けた各地での取組の深化を図る。

このようにスポーツ・健康まちづくりには多様な視点があり、様々な主体が連携して取組を進める必要があることから、首長も含めた地方公共団体職員をはじめとする幅広い関係者が連携・協働し、「地方公共団体をあげて取り組む」ことが不可欠であり、各地域における取組の更なる推進のための具体的方策について、関係省庁が一丸となって検討を進める。

また、高齢者等が少しでも長い期間、健康を謳歌できるよう、まちのコンパクト化や居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出により、高齢者等が自然と外出することを促し、介護予防にも資することが重要である。

⑤地域のエネルギー資源を活用したまちづくり

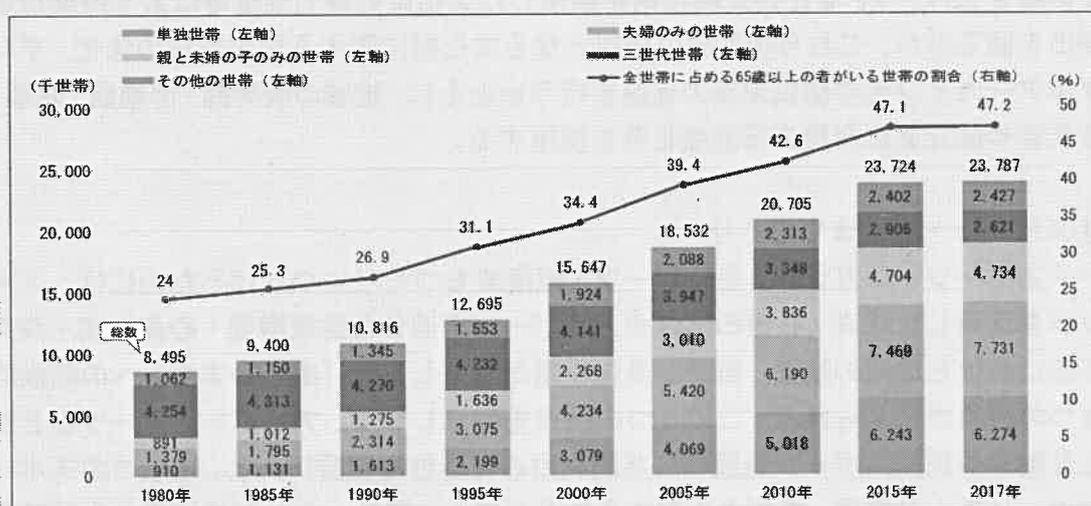
再生可能エネルギーを始めとした地域のエネルギー資源を活用した分散型エネルギーシステムは、地域経済の活性化に加え、非常時のエネルギーの確保、エネルギーの脱炭素化等の観点から重要である。再生可能エネルギー等の導入を拡大し、エネルギーの真の地産地消を実現するためには、こうした取組が地域社会の信頼を獲得し、責任ある長期安定的な運営がなされることが必要である。このため、関係省庁の連携の下、地域のエネルギー資源を活用した取組を推進していく。

(3) 安心して暮らすことができるまちづくり

①医療・福祉サービス等の機能の確保

急速に高齢化が進み、高齢者世帯の増加や単身化が進行している中で、「まち」の活力を維持するためには、生涯現役の社会づくりを推進し、地域住民が将来にわたって、安心して健やかに暮らすことができる地域をつくる必要がある。

図 39 65 歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世帯に占める 65 歳以上の者がいる世帯の割合



(出典) 内閣府「令和元年版高齢社会白書」
 (1985年以前の値は厚生省「厚生行政基礎調査」、1990年以降の値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による)
 (注1) 1995年の数値は兵庫県を除いたもの。
 (注2) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

そのためには、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援するほか、地域の実情に応じて、地域資源や関係施策を有機的に連携させながら、地域の住民や多様な主体が支え合える環境づくりが重要である。

こうしたことから、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域の実情に応じた疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化を図るほか、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める。その際、医療・介護サービスは、都市機能、日常生活サービス機能の重要な要素であり、都市生活圏や集落生活圏でコンパクト・プラス・ネットワーク等に取り組む際に一体的に対応していくべきことは言うまでもなく、社会福祉施設や医療施設等の誘導と地域交通の対策を有機的に連携して進めていく必要がある。

また、医療・介護需要の拡大を踏まえ、医療・介護提供体制の整備を推進するほか、公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進するとともに、高齢者、障害者、子育て世帯などの多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するための取組に対して引き続き支援を行う。

さらに、東京圏を始めとした大都市圏においては、高齢化の進行に伴い、医療・介護需要が急速に拡大している。こうした中、現段階では、高齢者の急増に高齢者施設の供給が追いついていないという指摘もあるが、引き続き、急速な高齢化の進行や多くの高齢者の集中といった大都市圏の特徴や医療・介護職員の需給の状況を踏まえながら、今後更に拡大が見込まれる医療・介護需要への対応について検討を進める。

②地域防災の確保

地域経済の活性化のためには、人々が安心して住み続けられるまちづくりが必要である。近年の自然災害の頻発等を踏まえ、災害の発生のおそれのある区域への住宅等の立地の抑制等について検討・実施するなど、コンパクト・プラス・ネットワークを進める際に防災・減災に取り組むほか、災害時の自立エネルギー供給を可能とする地域エネルギーシステムを構築するとともに、地域社会に密着した存在である消防団や自主防災組織等の充実・強化、災害対応・防災における ICT の利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境の整備を進めていく。

また、関係省庁間で連携し、国土強靱化や防災をはじめとする安全・安心に向けた取組や、大規模自然災害の被災地における地域課題の解決に向けた取組を推進する。

③地域の交通安全の確保

生活道路について、対策エリアを設け、教育委員会・学校、警察、道路管理者、自治会等による地域協働の推進体制を構築し、凸部設置、歩道設置、ゾーン 30 の整備を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて追加対策を講じるなど、不断の活動を続けていく。

また、通学路について、通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検

と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCA⁽⁴³⁾サイクルとして実施し、継続的な取組を推進する。その際、公立学校のほか、国・私立学校も推進体制に参画して通学路交通安全プログラムに基づく取組を実施できるよう、関係部局による連携を強化する。

さらに、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果を踏まえ、関係部局による対策を推進する。

【重要業績評価指標】

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

<考え方>

魅力的でひとが集う地域をつくるとともに、人口減少の局面においても安心して暮らすことができる地域をつくるため、活力を生み、安心な生活を実現する環境を確保する。

■市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数

評価対象都市の2/3（2024年度）

※現状：100/141都市（2019年4月時点）

■地域公共交通特定事業⁽⁴⁴⁾の実施計画の認定総数
100件（2024年度）

※現状：50件（2019年10月時点）

■地域連携に取り組む地方公共団体⁽⁴⁵⁾の割合
75%（2024年度）

※現状：52.3%（2019年度）

なお、地域連携については、連携の件数ありきではなく、実効性のある連携を拡大していくことが重要である。国の指標としては地域連携に取り組む地方公共団体の割合の把握を行うが、連携の態様については様々なものが想定されることから、実際に連携に取り組む地方公共団体においては、以下の例のとおり、地域の目指す方向に沿ったKPIを設定することが望ましい。

（例1）

目的：地域資源を活用した地域経済の裾野拡大

指標：（圏域全体の）共同販売会における出展者販売額、地域ブランド登録事業者数

（例2）

目的：戦略的な観光施策

指標：（圏域全体の）観光入込客数、外国人延べ宿泊者数

⁽⁴³⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

⁽⁴⁴⁾ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の第2条第5号に規定する事業。

⁽⁴⁵⁾ 地方創生を実現するための地域間連携に関する政策・施策等を地方版総合戦略に記載している地方公共団体。

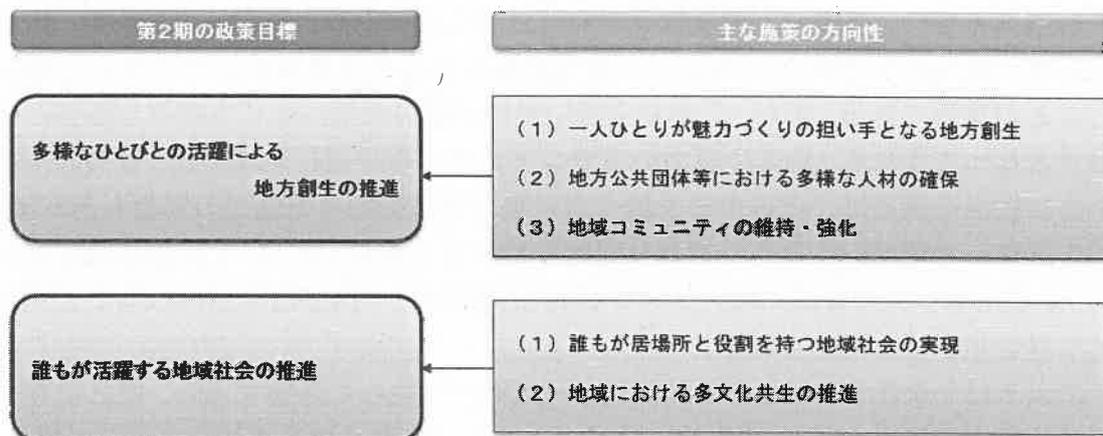
【横断的な目標 1】

多様な人材の活躍を推進する

地方創生の取組は、これを担う人材の活躍によって、初めて実現される。地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要である。

このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、地方公共団体だけでなく、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進める。

また、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要である。こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待される。



横 1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

(1) 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

地方創生が点の取組から面の取組に広がり、真に継続・発展していくためには、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが重要である。その際、地域の住民のみならず、域内外の個人、NPO、企業、金融機関、教育機関などの多様な主体を地域に関わる一人ひとりの担い手として捉えていくことが、地方創生の当事者の拡大につながると考えられる。例えば、優れた担い手を幅広く確保するためにも永住・定住する人のみならず、一定期間を区切ってキャリアの一部としてその地域に住みつつ活動を行う人も同様に重要な地域の担い手として重視していくなど、地域の担い手として新たな考え方を積極的に取り入れていくことが求められている。当分の間、日本全国で人口が、特に行働力のある中堅どころの人口が減少する中で、複数の居場所、活躍の場所を持つ人が増えるよう取り組んでいくことの重要性が増していると考えられる。

そして、このような担い手は無償、有償の様々な関わり方があり、担い手は無償でなければならない、有償でも実費程度でなければならない等、固定的に考えず、地方公共団体や地域社会が何にコストをかける必要があるかを実情に応じて考えて取り組むことが重要である。また、これらの担い手は地域の実情に応じて様々な形態との組合せとなって現れる。地域の魅力のブランド化等に取り組む地域商社、社会的事業や小さな拠点の運営は、その中心を担う人材等が地域の元々の住民の場合もあれば、期間を区切って地域に住み込んで取り組む人材の場合もあるが、いずれの場合においても、経営指導や人材育成に域内外の中間的な支援を行う民間団体が携わることが効果的な場合が多いと考えられる。

このように、永住・定住型の地元住民、一定期間在住して活動する人、域外に在住し直接活動する個人・NPO・企業等、域外にあって地元住民等を支援する個人・NPO・企業等、地域の担い手を地方公共団体や地域社会は幅広く捉え、義務的ではなく本当にその地域にコミットして自律的に活動する主体とそれを支援する主体を少しでも増やすよう取り組んでいく必要がある。

このため、地方公共団体や地域社会は、地方創生のための戦略やその実施施策の企画立案・実施・検証等に地域住民の参画を一層働きかけるとともに、地域にコミットする域外の主体の意見等に真摯に耳を傾け、地域社会の運営をオープン化していくよう心がけていくことが求められている。また、国は、地域にとって必要なこれらの人材についてマッチング支援の仕組みを整えるとともに、全国的なネットワークを構築し、施策に係る情報の周知、民間団体同士の情報交換等の場を設け、優良事例の横展開等を行う。

また、社会的事業の拡大に向け、起業家の育成、資金調達面での支援、事業の社会性に関する認知度向上等に取り組み、民間主導による地域課題解決を推進する。

さらに、「民の力」を地方創生に効果的に活用するため、企業版ふるさと納税等の民間資金の積極的な活用を促進するなど、地方公共団体と企業の連携を強化し、官民協働を強力に進めることにより、その地域における地方創生の取組の深化を図る。

(2) 地方公共団体等における多様な人材の確保

地方創生の推進に向けては、行政と地域をつなぐコーディネーターや、観光や販路拡大など各分野で様々な知識や経験を培った専門人材など、実際にこれを担う人材を確保し、活躍する環境を整備することが必要であり、特にこのような人材には、自らが地方創生の主役であるという主体的な意識・熱意をもって取り組むことが求められる。特に、行政課題の高度化・複雑化や IT 技術の進展等を背景に、地域の課題に対応した施策の企画・立案・実施や行政事務の効率化等に民間の高度な専門知識やビジネス経験が必要となる場面が増えている。地方創生に取り組む地方公共団体が必要な人材を確保できるよう、地方公共団体への人材支援を行うとともに、地方創生を担う専門人材を幅広く確保・育成することが重要である。

このため、地方創生に積極的に取り組む意欲を持ちながら、その取組を担う人材が不足しがちな比較的規模の小さい市町村に対して、意欲と能力のある人材を市町村長の補佐役として派遣する。あわせて、IT 分野などの重要分野について、協力企業を開拓し、地方公共団体に対して民間専門人材を派遣する新たな仕組みを構築・推進する。具体的には、民間企業等の市町村への派遣意向及び市町村が希望する人材ニーズの把握を行うため、ワンストップ窓口を設置し、市町村への民間専門人材派遣を支援するとともに、「地域おこし企業人交流プログラム」等の各省庁の関連事業を一体的に運用していくため、省庁横断的な会議を開催し、各事業の実施状況等の共有や改善等を実施する。

また、地域の担い手を確保するため、地方公務員の副業・兼業の好事例の周知など地方公務員等の更なる活躍のための環境整備を図るとともに、社会教育関係の人材や施設を始め、地域における多様な民間団体等との連携や施設の活用を図り、地域人材の育成等を行う好事例の横展開を図る。

さらに、地方創生コンシェルジュの機能を強化し、地方からの相談に対し、前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。これに加え、地方創生カレッジや RESAS の自治体職員向け研修等を活用し、専門人材の育成や連携・交流支援を図るほか、公務員や金融機関職員など地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充に取り組む。

(3) 地域コミュニティの維持・強化

本格的な人口減少を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足、コミュニティの弱体化などの問題が顕在化している地域もある。一方、地域コミュニティは、地域への誇りと愛着の醸成、災害対応力の向上など多様な意義や価値を有するの

みならず、地域の合意形成を図る上でも有用と考えられ、引き続き、その維持・強化が必要である。

このため、「ごちゃまぜ」の地域コミュニティづくりを推進する各種施策の展開に加え、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援する。あわせて、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。

また、地域の生活環境の向上や来訪者・滞在者の増加を通じた収益力の向上を図り、地域再生を実現していくため、民間団体が主体となって行う公共的空間の利活用、清掃・防犯などの活動、イベント等を通じたまちのにぎわいづくりなどのまちづくりの取組（エリアマネジメント活動）を推進する。

なお、地域づくりは、あくまで、そこに住む地域住民が主体的に進めていくことが重要ではあるものの、地域外の人々や多様な世代の視点、さらには地域内外の多様な組織との連携等も必要である。特に、若者の転出超過が課題となっている地域においては、関係人口など新しい関わり方や新たな価値観などの時代の潮流を踏まえつつ、若者の意見に耳を傾けることも重要であると考えられる。

横 1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代の方々など誰もが居場所と役割を持ち、活躍する地域社会をつくることが重要である。

このため、誰もが活躍できる地域の実現に向けて、年齢や障害の有無等を問わず、誰もが交流できる多世代交流の場づくりや、能力を活かして地域社会の中で活躍できる新しい働き方の確立など、誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取組について、地域福祉、疾病・介護予防、健康増進、まちづくり、住宅、人材養成、雇用など関連する施策を効果的に活用する等して総合的に推進する。あわせて、共生社会の実現を図るため、心のバリアフリー⁽⁴⁶⁾とユニバーサルデザインの街づくり⁽⁴⁷⁾の取組を推進する。

① 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進強化

活気あふれる温もりのある地域をつくるため、女性、高齢者、障害者、ひきこもりの方など、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、支援する側とされる側が可変的となり、それぞれの希望に応じて、それぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる地域コミュニティの実現が不可欠である。

こうしたコミュニティの実現を図る手段として、「生涯活躍のまち」の位置付けを見直し、抜本的な強化を図る。具体的には、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、全世代を対象とし、制度の縦割りを超え、誰もが居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する施策としてその位置付けを抜本的に見直すとともに、「関係人口×生涯活躍のまち」といった視点を踏まえ、都市部との人材循環を通じたコミュニティへのひとの流れづくりや、官民連携による事業モデルづくりなど安定的・継続的なコミュニティの事業運営基盤の確立に向けた取組を推進する。特に、こうしたコミュニティには、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」といった機能が求められることから、こうした機能を効果的に事業化する手法などについて、地方公共団体や事業者などの関係者向けのガイドラインを策定・周知する。

また、「生涯活躍のまち」に関するアドバイザーやプロデューサー役となる人材を養成するとともに、中間支援組織の普及や関係各省庁の施策を総合的に活用するなど、各地域の全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」づくりの取組に対する重層的な支援体制の強化を図る。

さらに、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を普及促進するための推進計画を策定するなど、関係省庁が一体となってその着実な展開を図る。

⁽⁴⁶⁾ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めること。

⁽⁴⁷⁾ 身体障害、知的障害、精神障害等の様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすい街づくり。

図 40 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」に求められる機能



②官民連携による女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代の方々等の新規就業及び社会参加の促進等

現在職に就いていない女性、高齢者、障害者等の就業や社会参加の希望をかなえるため、その方々への支援を官民が一体となって進める。具体的には、民間のノウハウを活かし、支援対象者の掘り起こし、企業の職場環境改善、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の取組を促進するとともに、サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備など市町村や企業における関連する取組等の推進を図る。また、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、就職氷河期世代支援プログラム⁽⁴⁸⁾に基づき、就労や社会参加などの支援に3年間で集中的に政府を挙げて取り組む。

③地方就労・自立支援事業等を通じた「活躍推進型就労」の展開

誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くことができるような地域社会の実現に向けて取り組む必要がある。

ひとり親家庭、若年無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する地方就労・自立支援事業の推進や、地域の企業や地方公共団体における女性活躍の推進、障害の特性に応じた就労支援・農福連携等を通じ、誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くことができるようにする「活躍推進型就労」の展開に取り組んでいく。

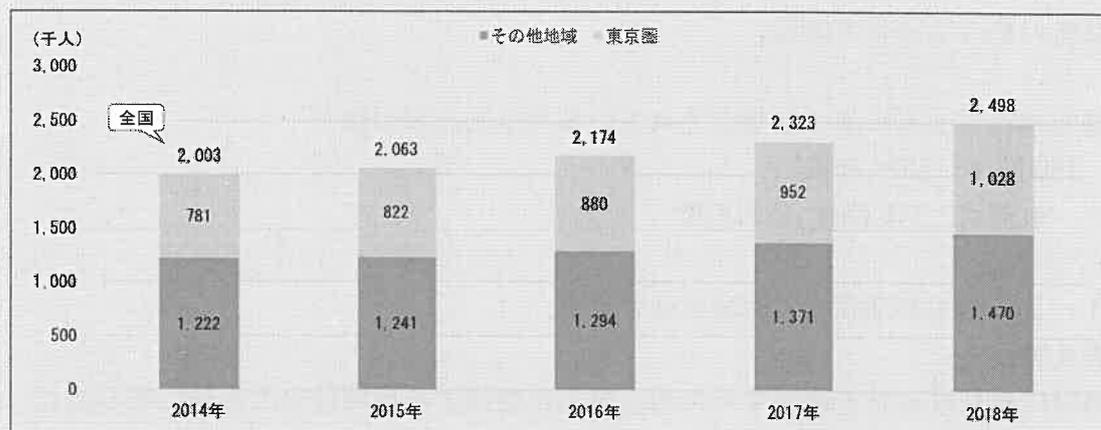
(2) 地域における多文化共生の推進

近年、地方における外国人人口が増加している中、新たな在留資格として「特定技

⁽⁴⁸⁾ 経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定) において取りまとめ。

能」も創設され、地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される。一方で、特定技能外国人の大都市圏等への集中の防止も図る必要がある。

図 41 全国及び東京圏を除く地方の外国人人口の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

このような状況を踏まえ、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要である。

このため、外国人材が地域の担い手として定着できるよう、外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人材の受入支援や共生支援などについて優良事例の収集・横展開を行うとともに、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。さらに、外国人材と地方公共団体の円滑なマッチング等を支援し、地方公共団体における外国人材の活躍を促進する。

【重要業績評価指標】

横 1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

<考え方>

地方公共団体の力だけではなく、NPO、企業などの多様な主体と連携・協働して地方創生の更なる深化を図る。

■地域再生法等に基づき指定されている NPO 法人等の数⁽⁴⁹⁾

150 団体 (2024 年度)

※現状 : 110 団体 (2019 年)

横 1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

<考え方>

地域に多様な人材を確保するため、誰もが活躍する地域社会の実現に取り組む。

■女性 (25~44 歳) の就業率

82% (2025 年)

※現状 : 76.5% (2018 年)

■65~69 歳の就業率

51.6% (2025 年)

※現状 : 46.6% (2018 年)

■障害者の実雇用率

2.3% (2022 年)

※現状 : 2.05% (2018 年)

■誰もが居場所と役割を持つコミュニティの要素を取り込んだ全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」に関する構想等を策定している地方公共団体数

200 団体 (2024 年度)

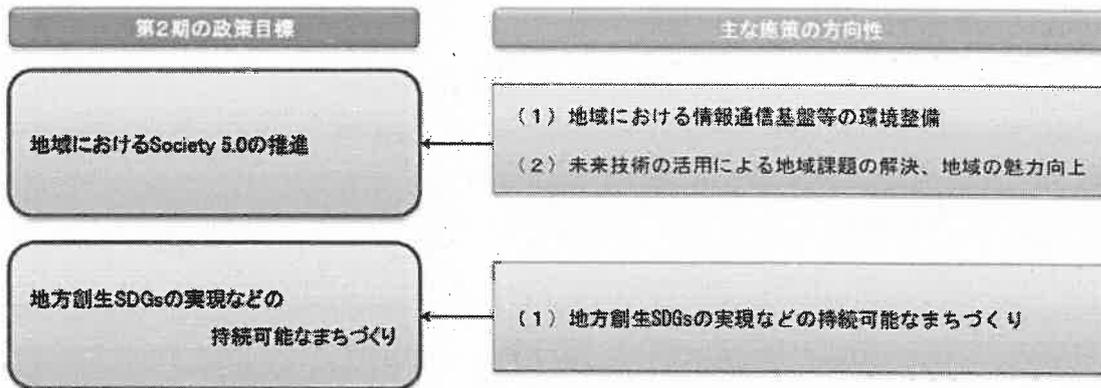
⁽⁴⁹⁾ 地域再生法 (平成 17 年法律第 24 号) に基づき地方公共団体が指定する地域再生推進法人、都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) に基づき市町村が指定する都市再生推進法人及び中心市街地の活性化に関する法律 (平成 10 年法律第 92 号) に基づき市町村が指定する中心市街地整備推進機構の数の合計。

【横断的な目標 2】

新しい時代の流れを力にする

未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待される。このため、地域における Society 5.0 の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図る。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。



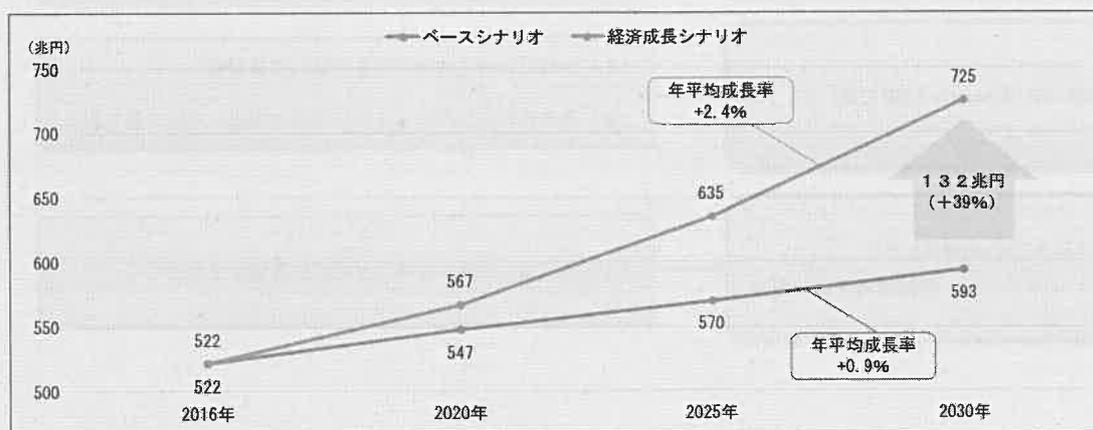
横 2-1 地域における Society 5.0 の推進

多くの地域において、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおり、この結果、交通弱者の増加、医療・介護サービスの担い手不足、地域の小売・生活関連サービスの衰退、インフラの維持管理の相対的負担増など、地方創生に向けて解決すべき様々な社会課題が山積している。また、若い世代が地方に移住するに当たっても、子供の医療や教育への不安が足かせになっているとの指摘もある。

情報通信技術などの未来技術は、距離と時間の制約を克服する点や、人の能力・活動を拡張・効率化・代替する点に主な特徴があり、このような地方の社会課題を解決・改善するための重要な鍵となる。

また、IoT化や企業改革が進展することで、企業の生産性向上や新商品・新サービスによる需要創出の発現時期が早まり、実質 GDP を押し上げる効果があることが試算されている。

図 42 IoT化による実質 GDP の押し上げ効果（推計）



(出典) 総務省「情報通信白書（平成 29 年）」

このように、未来技術は、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、社会・経済の双方の面から、地域を一層豊かで魅力あるものとし、それがひとを呼ぶ好循環を生む起爆剤となり得るものである。さらに、未来技術は、様々な地域の特性に応じた形で活用できるものであり、どの地域にも未来技術を活用するチャンスがある。

(1) 地域における情報通信基盤等の環境整備

地方で未来技術を実装し、社会課題解決・改善への活用を図ることが重要であるが、地方においては、これを進めるに当たり必要な情報通信基盤、デジタル人材、データ活用基盤の整備・公開などの環境整備に課題があり、この解決・改善を進める必要がある。

このため、各地域の実情に合った形での未来技術の実装に向け、以下のとおり、5G・光ファイバなどの次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材などの専門技術を持った人材の育成・確保、データ活用基盤の整備などの環境整備を推進する。

①5G などの情報通信基盤の早期整備

5G は、地域の発展に不可欠な 21 世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要になっている。このため、5G 基地局やこれを支える光ファイバなどの ICT インフラについて、特に条件不利地域における整備を促進することにより、地方部と都市部の隔たり無く、その整備を加速するほか、5G 利活用促進策にも一体的に取り組むことにより、地方創生を推進する。

②デジタル人材の育成・確保

情報通信関連事業者などの民間事業者と連携し、その従業員等を「デジタル専門人材」（未来技術を活用し、地域課題を解決・改善する人材）として、人材が不足する地方公共団体に派遣する。デジタル専門人材の派遣を通じて、その知識やノウハウの地域への定着、派遣地域における人材育成を図り、未来技術を活用した地方創生のための人材基盤を整備する。

③データ活用基盤の整備

Society 5.0 時代の「新たな資源」であるデータを巡っては、地域における最大のデータホルダーである地方公共団体によるデータ活用基盤の整備・公開の取組が、全ての地域において実施される必要がある。このため、地方公共団体職員向けのオープンデータ研修や優良事例の収集公開、RESAS 等の活用促進等を進め、オープンデータなどのデータを活用した地域課題の解決・改善を実現する。このような取組を通じて、地方公共団体においてもオープンデータ・バイ・デザイン⁽⁵⁰⁾に基づいたサービス・業務設計及び運用に順次切り替えていくことを目指す。

(2) 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上

各地域の実情に応じた形での未来技術の実装に向け、様々な分野に活用して具体的な課題解決や地域の発展を目指す取組や、スマートシティやスーパーシティなど、AI やビッグデータなどを活用し、都市が抱える諸課題を分野横断的に解決する取組について、関係省庁が一丸となって支援を行う。また、地域における活用可能な資産等の有効活用を促すシェアリングエコノミーの活用を推進する。さらに、未来技術を活用して新たな社会システムづくりにチャレンジする取組について、全国的なモデルの確立を目指すとともに、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現を図る。

⁽⁵⁰⁾ 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

①農林水産

担い手の減少や高齢化が進行する農山漁村において、自動走行トラクターや自動水管理システムなど、ロボット、AI、IoTなどの先端技術の活用により作業の省力化・自動化を図るとともに、気象、栽培等の様々なデータの収集、活用により生産性の向上や高品質な農産物の安定生産を可能とするスマート農林水産業を推進することにより、農林水産業の成長産業化を図る。

②サービス産業

人口減少による需要の減少等により、地域の小売り・生活関連サービス等の需給ギャップの拡大やサービスの質の低下等の課題を抱える地域・地方公共団体において、多言語音声翻訳やAIチャットボットの活用促進、QRコード決済などのキャッシュレス決済手段の利用環境の整備などの取組を各地域の実情に応じて展開・推進していくことにより、観光振興等を通じた、サービス産業の活性化を図る。

③教育

教育の質の維持・向上などの課題を抱える地域・地方公共団体において、AIによる効率的な学習を可能とするEdTech、地理的差異なく高い水準の追加的授業を行う遠隔教育等の取組、地域課題等をテーマに教科横断的に取り組むSTEAM教育を各地域の実情に応じて実装・推進していくことにより、教師の指導や子供たちの学習の幅の拡大、学習機会の確保等を通じた教育の質の維持・向上を図り、同時に子供たちの課題発見力・解決力の向上を図る。

④生活

担い手不足や住民の求めるサービスに対する需給ギャップの拡大などの課題を抱える地域・地方公共団体において、時間や場所を有効に活用し、「ひと」や「しごと」の地方への流れを促すサテライトオフィス・テレワークの取組を各地域の実情に応じて推進し、子育て世代の女性等の就労にも資する就労環境の実現を目指す。

⑤医療

医者や患者等が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進するとともに、医療サービスの担い手不足、高齢者の安全・安心の確保や健康の向上などの課題を抱える各地域・地方公共団体において5G、4K・8K映像を活用した遠隔医療などの取組を地域の実情に応じて実装・推進していくことにより、医療機関の少ない地方における専門的な医療の充実を図る。

⑥交通

中山間地域等をはじめとした住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)の維持に課題を抱える各地域・

地方公共団体において、自動運転、MaaS（Mobility as a Service）をはじめとする新たなモビリティサービス、ドローンを活用した配送サービス等の取組を各地域の実情に応じて実装・推進していくことにより、地域交通の利便性向上や暮らしの充実を図る。

⑦公共・社会基盤

インフラの老朽化、維持管理のコスト増加、自然災害のリスクなどの課題を抱える地域・地方公共団体において、インフラメンテナンスに係る新技術やインフラ・データプラットフォームの積極的な活用、「予防保全」への転換等に取り組むとともに、「G空間情報」の活用や「Lアラート」の更なる普及などの取組を各地域の実情に応じて実装・推進し、効率的なインフラ維持管理や地域防災の強化を図り、安心・安全な地域をつくる。さらに、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイキープラットフォームを活用した官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

横 2-2 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

SDGs は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの 17 の目標と、これを達成するための 169 のターゲットを掲げている。

図 43 SDGs における 17 の目標



持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。一方、SDGs の推進に向けた地方公共団体の取組については、13%にとどまっており⁽⁵¹⁾、更なる取組の裾野拡大が必要である。

このため、地方創生に向けた日本の SDGs モデルを国内外に発信するとともに、引き続き、SDGs 未来都市の選定や、経済・社会・環境の三側面が統合し、相乗効果と自律的好循環を生み出すモデル事業の形成への支援を行う。また、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーによる官民連携プラットフォーム

⁽⁵¹⁾ 「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会」が 2019 年 10 月～11 月に地方公共団体に対して実施したアンケート調査において、SDGs 達成に向けた取組を「推進している」と回答した地方公共団体の割合。

オームの取組を一層活発化させるとともに、地域における資金の還流と再投資を生み出すため、地方公共団体による地域事業者等を対象にした登録・認証制度の展開、地域金融機関等に対する表彰制度、地域金融機関等と大学等との連携による産業シーズやイノベーションの創出や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法等の構築など、金融面における地方創生 SDGs を推進する。

さらに、環境と成長の好循環の実現に向け、自立・分散型で、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を後押しするとともに、気候変動対策を推進する地方公共団体の取組を支援する。あわせて、生活サービスの提供や地域資源の活用など、人口減少等の社会構造の変化の中で顕在化している地域課題についてビジネスの手法を適用して解決を図る中小企業等の取組を支援する。

【重要業績評価指標】

横2-1 地域における Society 5.0 の推進

<考え方>

未来技術の活用により、地域課題の解決に取り組むとともに生活の質を向上させるため、地域における Society 5.0 の実現を推進する。

■未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数

600 団体、600 件（2024 年度）

※現状：33 団体、72 件⁽⁵²⁾

なお、地域が目指す具体的な姿は地域ごとに異なることから、国においては地方公共団体の自主性を尊重して統一的な指標を設定せず、地方公共団体の取組件数の把握を行う。一方で、Society 5.0 の実現に実際に取り組む地方公共団体にとっては、以下の例のように、地域の実情に応じて、その目的を明確にした上で、その達成に向けた計測可能な指標を設定することが適切である。

（例1）

目的：地域における農業生産性の向上

指標：スマート農業の実施による作物の収穫量、品質等級の変化、作業時間の変化

（例2）

目的：地域における交通利便性の向上

指標：MaaS 等の利用数、利用満足度

⁽⁵²⁾ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が2019年9月に地方公共団体に対して実施した調査において、「実装段階の未来技術が存在し、その効果を定量的に示せるものがある」と回答した団体の数及びその取組の事例数（回答団体数1,348団体）。

横 2-2 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

<考え方>

SDGs の理念を踏まえた地方創生を推進し、様々な地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進める。

■SDGs の達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合

60% (2024 年度)

※現状：13% (2019 年度)

なお、地域で行われる SDGs 達成に向けた取組は地域ごとに異なることから、国は地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体による SDGs 達成に向けた取組割合⁽⁵³⁾の把握を行う。その際、地方公共団体においては、SDGs を構成する 17 のゴール、169 のターゲット、進捗状況を測るための約 230 の指標等を参考にし、ローカル指標を設定した上で、具体的な取組を推進することが望ましい。

⁽⁵³⁾ 地方公共団体の取組割合を調査するに当たっては、①SDGs のゴール・ターゲット等を参考にした政策目標の策定等による、2030 年のあるべき姿を設定した将来のビジョンづくり、②部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備、進捗を管理するガバナンス手法の確立等による体制づくり、③SDGs の要素の各種計画への反映、④SDGs の取組の的確な測定、情報発信、成果の共有、⑤国内外を問わないステークホルダーとの連携、⑥ローカル指標の設定、⑦地域事業者等を対象にした登録・認証制度等の地域レベルの官民連携の枠組の構築などの取組の把握を行う。

附論 政策の企画・実行に当たっての視点

第1章 まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

まち・ひと・しごとの創生に向けた施策については、

- ・府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、
- ・地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、
- ・効果検証を伴わない「パラマキ」、
- ・地域に浸透しない「表面的」な施策、
- ・「短期的」な成果を求める施策

とならないよう展開することが引き続き必要である。

また、第2期における施策の方向性等を踏まえ、第1期に掲げた政策5原則を次のとおりに見直す。地方においては、この政策5原則を踏まえて施策を実施することが望ましく、国においては、この政策5原則に基づく地方の取組を積極的に支援する。国及び地方公共団体は、関係省庁・部局と連携して、総合的に取り組むことが重要である。

1. 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

2. 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

3. 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

4. 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

5. 結果重視

施策の結果を重視するため、明確な PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

第2章 国と地方の取組体制と PDCA の整備

1. 地方版総合戦略の策定・推進

地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取組を進めるため、既に多くの地方公共団体において、現行の「地方版総合戦略」の効果検証と併せて、次期「地方版総合戦略」の策定作業が進められている。その策定に当たっては、引き続き、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、RESAS の活用のほか、地域金融機関や政府系金融機関、地域内外の有能なマネジメント人材等の知見を活用し、地域の特性や資源を分析するとともに、若年層を含む幅広い層の住民をはじめ、多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経て、関係部局が連携して地方版総合戦略に基づく具体的取組、企画・立案等を進めることが重要である。また、経済圏における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

国としては、地方公共団体の政策立案を情報面から支援を行うため、地域経済の分析に基づいた実効性のある支援を行えるよう「地域経済の見える化」に取り組むなど、地域経済に関する官民のデータを分かりやすく表示する RESAS を提供し、データの拡充などに取り組んできた。今後は、RESAS の機能拡充等により、分析の質の向上を図るとともに、更に普及を進めるため、RESAS 等を用いたデータ分析に基づく政策立案プロセスを開発し、それを地方公共団体間で共有するなどの取組を推進する。また、とりわけ、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与を求めていく。

また、地方公共団体が地方版総合戦略に基づき施策を推進する中で、第1期において優れた事例が生まれてきており、こうした取組を全国各地に広げるためには、各地域が自らの地域の実情を踏まえた取組を推進することが重要である。これに当たって、各地域が参照し、その地域の実情を踏まえながら更なる発展につなげることができるよう、第2期においても、引き続き、好事例を把握し、広く積極的に発信していく。その際、各地域の参考に資するよう、取組の結果だけでなく、取組の手順やプロセスを含めたより丁寧な分析や情報提供を図る。

2. PDCA サイクルの確立

国及び地方公共団体においては、経済・社会の実態に関する分析を行い、EBPM⁽⁵⁴⁾ の考え方の下、中長期的な視野で改善を図っていくための PDCA サイクルを確立することが不可欠である。

⁽⁵⁴⁾ Evidence-Based Policy Making の略。

このため、国は、「総合戦略」に基づき、施策の進捗状況について定期的に検証し、不断の改善を行う。その際、人口減少や、首都圏への人口集中について、同様の課題を抱えている諸外国・地域の状況を把握するとともに、情報交換などの交流を図る。

一方、地方公共団体は、それぞれの「地方版総合戦略」に地域の課題や実情に応じたKPIを設定するとともに、外部有識者の知見や住民の意見を活用しながら、データによる政策効果検証を行い、効果的かつ効率的に、政策を改善するPDCAサイクルに取り組むことが重要である。このため、自ら地域の情報を集め丁寧に分析を進めるとともに、過去の政策を適切に検証できるよう、地域にまつわる重要な情報や文書等について、その地域にアーカイブとして適切に残していくことが重要である。

また、地方創生は、地域の経済社会構造全般にわたる息の長い取組であり、施策の目的とKPIの関係が複雑なものとなる場合がある。したがって、施策の効果を評価するに当たっては、KPIの目標値の進捗状況の確認のみならず、施策の目的・考え方も照らした定性的な評価を含め、検証すべき場合もある。例えば、地方公共団体、民間団体等の取組件数を評価する場合については、その取組の実行に当たって、これらのモチベーションの向上などの成果を併せて検証することが重要である。

3. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援

それぞれの地域が自らのアイデアで、自らの未来を切り拓くことが重要である。国としては引き続き意欲と熱意のある地域の取組を情報、人材、財政の側面で積極的に支援する。地域の実情に応じた、地域課題の解決と地域の活性化の取組に対する財政支援として、以下のとおり、地方創生推進交付金、地方財政措置を講ずるとともに、企業版ふるさと納税などの税制の整備を図る。

(1) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持し、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。

加えて、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見、これまでの活用実績の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。具体的には、Society 5.0を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する支援の枠組みを新設する。また、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化や、企業版ふるさと納税との連携等を進める。

あわせて、効果検証等を踏まえ、地方公共団体が事業の効果を高めていく上で参考となるよう、各府省の支援策等との戦略的な連携や地域の実情に応じた効果的かつ効率的な効果検証手法等に留意しつつ、ガイドラインや事例集を取りまとめる。

(2) まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政措置）

地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているため、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、2015年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上している。2020年度についても、引き続き1兆円を計上する。

4. 政策間連携

地方創生の取組を一層効率的・効果的にするためには、地方創生の政策間連携はもとより重要であるが、これにとどまらず、他の政策分野との連携を図る。

(1) 地方創生政策間の連携

地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、地方創生は息の長い取組が必要であることから、まち・ひと・しごとの好循環を実現し、地方公共団体の自立につなげていくためには、対症療法的な施策ではなく、産業振興政策、移住・定住政策、子育て期女性の再就職促進政策等を有機的に連携して取り組むなど、各分野の施策を有機的に連携させ、地域が抱える構造的な問題に対処することが重要である。

このため、地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じた取組が進むよう、関係施策の目標や内容、条件等を関係省庁間で統一又は整理を行い、一元的に情報提供するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。

(2) 他の政策分野との連携

① 地方創生に向けた規制改革との連携

地域経済の活性化を一層推進していくためには、地域・民間の創意工夫を活かすとともに、特区制度の活用を含め、規制改革に取り組むことが必要である。

規制改革推進会議と連携し、成長戦略実現に向けた技術革新への対応、未来を支える人材の育成、人口減少社会の進展による人手不足経済への対応に資するための規制改革に取り組むとともに、デジタルガバメントの一層の促進等により地方公共団体も含めた行政サービスの効率化を更に進める。

②国家戦略特区制度等との連携

国家戦略特区制度について、外国人の起業促進に向けて必要な制度改革に取り組む等、引き続き、残された岩盤規制改革に取り組んでいくとともに、経済効果が高く特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

総合特区について、地域の実情に合わせた規制の特例措置、財政・税制・金融上の支援措置の活用により、引き続き、地域の責任ある関与に基づく取組が実現するよう支援を行う。

③地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

④社会保障制度改革等との連携

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策・医療制度・介護保険制度等の改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進める。

⑤東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化

東日本大震災の被災地域においては、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）を踏まえ、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、地方創生施策の更なる活用に向けて、復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化や地方創生人材支援制度の活用、プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援、復旧・復興事業と地方創生推進交付金事業との連携、各種地方創生関連セミナー等の活用などの取組を進める。

